

官報

号外 昭和二十五年十一月三十日

○第九回 参議院會議録第六号

昭和二十五年十一月二十九日(水曜日)
午前十時十八分開議

議事日程 第六号

昭和二十五年十一月二十九日

午前十時開議

第一 國務大臣の演説に関する件

(第三日)

○議長(佐藤尚武君) 諸般の報告は朗読を省略いたします。

去る二十五日委員長から左の報告書を提出した。

建設省その他の建設事業に関する調査報告書

教育文化施設及び文化財保護に関する一般調査報告書

昨二十八日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを大蔵委員会に付託した。

酒税法の一部を改正する法律案

所得税法臨時特例法案

砂糖消費税法の一部を改正する法律案

揮発油税法の一部を改正する法律案

同日委員長から提出した左の公聴会開

会承認要求に対し議長は即日これを承認した。

公聴会開会承認要求書

一、事件の名称 所得税法臨時特例法案、酒税法の一部を改正する法律案、砂糖消費税法の一部を改正する法律案、揮発油税法の一部を改正する法律案(以上予備審査)

一、公聴会の問題 所得税法臨時特例法案、酒税法の一部を改正する法律案、砂糖消費税法の一部を改正する法律案、揮発油税法の一部を改正する法律案について

一、公聴会の月日 昭和二十五年十一月二十九日

右本委員会の決議を経て、参議院規則第六十二條第二項により要求する

昭和二十五年十一月二十八日

大蔵委員長 小串 清一

参議院議長佐藤尚武殿

同日内閣を経由して地方財政委員会委員長野村秀雄君から地方財政委員会設置法第十三條の規定による左の意見書を受領した。

昭和二十五年年度における地方財源追加増額に関する意見書

同日内閣總理大臣に左の者を政府委員に任命することを承認した旨回答した。

同日内閣總理大臣に左の者を政府委員に任命することを承認した旨回答した。

物価庁第一部長 渡辺喜久造君

同 第二部長 長谷川 清君

同 第三部長 川上 為治君

大蔵大臣官房長 森永貞一郎君

経済安定本部 内田 常雄君

財政金融局長 湯川 盛夫君

同 貿易局長 林 修三君

法務府法制局 見第二局長 西村健次郎君

同 第三局長 野木 新一君

同 第四局長 吉河 光貞君

法務府特別審査局長 舟山 正吉君

大蔵省銀行局長 石田 正君

同 主税局税關部長 石渡権太郎君

(全國選舉管理委員会事務局局長事務代理) 總理府事務官 石渡権太郎君

厚生省公衆衛生局長 三木 行治君

同 医務局長 東 龍太郎君

同 社会局長 木村忠二郎君

資源庁鉱山局長 徳永 久次君

同 地方財政委員 荻田 保君

同 会事務局局長 保君

同日内閣總理大臣から、物価庁第一部長渡辺喜久造君外十七名(前掲議長承

認の通り)を第九回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

○議長(佐藤尚武君) これより本日の会議を開きます。

昨日の佐々木良作君の議事進行に関する発言について内閣に連絡して質しましたところ、佐々木君御指摘の通り、日本発送電株式会社は、電力管理法及び発送電株式会社法により設立せられた株式会社でありましたから、訂正方取計らわれたという趣旨の回答がありました。右御報告いたします。

○議長(佐藤尚武君) 日程第一、國務大臣の演説に関する件。

昨日に引続き、これより順次質疑を許します。兼岩傳一君。

(兼岩傳一君登壇、拍手)

○兼岩傳一君 私は日本共産党を代表して吉田総理の施政方針に対し若干の質問を試みんとするものであります。

隣国朝鮮に発生した内戦とその拡大は、我が国の一部産業の滞貨の悩みを解決し、そのため特需景気という新熱語さえ生れました。併しこの喜びは、

はかないものであります。つい昨日、滞貨一掃を喜んだ特需資本家が、今日は原料価格の高騰と輸入難に泣かなければならなかつた。そして日本経済は今や縮小生産とインフレの黒い影に脅かされるに至つたのであります。

そののみか、戦局の進展に伴いまし

て、特需の品目、規格が猪の目のよう

に変わつて、第一線の技術者、経営者を

苦しめ、特需の生産や輸送に従事する

労働者諸君には、国連協力を笠に着た

至上命令による強制労働、時間延長が

課せられ、特需に關係しない一般市民、

農民に対しては、最近の地方税の無

法徴収に加ふるに、生活必需品の値上

りによる一層の生活難が来襲したので

あります。而も日本は一部特需資本家

の一時的な一掃りの利益のためにアジ

ア人民の怨みを買い、我が国経済と層

毛澤東主席は、全生産のうち工業生産の割合が僅か一〇%にも足りぬ遅れた農業国を、来る十年乃至十五年のうちに三〇%乃至四〇%を占める工業国にするのだ、この成否が中国共産党の指導する新民主主義の成功か否かを決する鍵であると言つておる。中国最大の工業地帯、東北、これは旧満洲のことであり、この東北の昨年の工業生産の割合は三五%でありました。毛澤東主席の達成のようとしておるとは、来る十年乃至十五年の間に全中国をこの地帯の水準に高めることであり、東北の人口は約四千万でありますから、この計画はこれから十年か十五年の間に東北に匹敵する大工業地帯を十二作ろうというのであります。

古い侵略的な資本家が幾十年の日子を費やして漸く達成した成果を、新民主主義は僅か数年でこれを実現しようとするのであります。そのために如何に莫大なる資材、機械、技術を要するかは言わずして明らかであります。この構想は資本主義に提われた人々には理解できない。況んや吉田総理のごとくこれに敵意を持つ古い反動政治家にとつてこれを理解することは更に困難であります。併し毛澤東主席の計画はすでに実現の一ヶ年を経過しました。去る十月一日、中華人民共和国の陳副總理は、共和国の成立一周年の祝賀演説で、この一ヶ年の経済復興工作の重点は二つあつた、一つは交通、特に鉄

道であり、今一つは水利及び農業であると述べておられますが、鉄道の復興は本年五月ですでに入千七百キロ、経延長の約四割を完成しました。これと並行して天水—蘭州間の鉄道建設が二万五千の人民軍の手で開始され、これに続いて来る十年乃至十五年の間に約二十万キロの鉄道を建設しようとしておるが、これは実に我が國の鉄道の総延長の約十倍に當るのであります。その他、日本製鉄産業と不可分の關係にある四稜炭鐵はすでに年産五百万トンに達し、大冶鉄鋼山の復興、有名な黄河の治水工事、陝西省、新疆省の紡績、甘肅省、青海省の石炭開発、閩中、蘭州の電力の建設もすでに開始されたのであります。

英國の王立國際事情研究所の機關紙によりますと、ギラン氏は、今日東京で強く感ぜられる最大の矛盾は、アジアのために存在する日本の工場が、資材の供給源であり又日本商品の輸出市場であるアジア大陸から事実上切斷されたままになつておることであると言つておられます。正にその通り、大陸との結合なくして日本の自立と発展はあり得ないし、これによつて中華人民共和国の建設も更に速度を早めるし、これによつて日本産業の自立と発展が保障される。(中共代弁者だと呼ぶ者あり)然るに吉田総理は、連合国である中国、ソ同盟と日本との経済提携を拒否し、反対に民族独立運

動の抑圧と植民地化を目指す東南アジアのいわゆる後進國開發計画に結び付ける政策のお先棒を担いでおられる。(笑聲、「共産黨の宣伝だ」と呼ぶ者あり)この政策は日本經濟自立の問題を解決し得ないばかりか、東洋の諸民族を敵とし、世界の人民を敵とし、かくして日本經濟を決定的に破壊するところの亡國の道であります。如何に反動且つ老練の吉田総理といえども、よもやこの自明の道理が分らない筈はありますまい。然るに現実において敢て日本國民にこの亡國の道を歩かせようとしておるのはそも、如何なる事情に基くものであるか。私は率直にお尋ねする。國際帝國主義の圧力がこの道を吉田総理に強制しておるかどうか。大率率直にこの壇上から全國民にこの点を明かにされたい。(誰も聞いていないぞと呼ぶ者あり)

次は平和の問題であります。アメリカ軍を先頭とする國連軍は、京城占領後、中國の警告を顧みず、三十八度線を超え、更に大軍を鴨綠江に向つて進軍させたのであります。これに對して去る四日、中國の全政黨が一致して宣言を發すると共に、中國防衛のために義勇軍を派遣することを決定するに及んで、事態は俄然重大な段階に入り、今や全アジアは沸騰しつつあるのであります。然るに吉田総理は全國民の平和への熱望を蹂躪し、ポツダム宣言、極東

委員會の對日政策及び日本國憲法の根本精神に違反し、國連協力を名として、軍事基地の提供、軍需工場を増設、海陸軍需品の輸送、警察予備隊の設置、職業軍人の追放解除、その他あらゆる措置をとりつつある事實は、衆議院における我が黨の代表質問においてすでに明らかにされたところであり、日本はまさに吉田総理とその興黨の手を経て國際帝國主義のために第三次大戰の導火線に利用されようとしている。(それは共産黨じゃないか「そうだ」と呼ぶ者あり)日本民族は建國以來今日程恐ろべき危機に臨んだ経験はない。まさに祖國は興亡の岐路に立ち、全國民は平和か死かの断崖に臨んでおるのであります。

果して第三次大戰は必至であらうか。この間に對して吉田外務大臣は、去る八月十九日、外務省を使つて、資本主義世界と社會主義世界は原子力を以て衝突することが必至であるという思想を展開させたのみならず、この戦争を起す者は恰かも社會主義陣營であるかのごとく(共産黨じゃないか)と呼ぶ者あり)主張し、これを「朝鮮動乱」とわれらの立場」と題するパンフレットに印刷して天下に撒布し、自己の思想の宣伝に努めておられる。(共産黨じゃないか)と呼ぶ者あり)恐らくこの結論は吉田氏の長年の外交官生活の坎ンによるものであり、その坎ンたるや、滿洲事変前にこの侵略戦争の

準備をやつた田中大將の外務次官吉田茂氏の坎ンが(何を言つてゐる)と呼ぶものあり)成長発展を遂げたものでありましよう。(「そうだ」發言を言うなと呼ぶ者あり)この意見こそまさに國際帝國主義者の見解と完全に一致する。私はここで、アメリカの独占資本家の機關紙とも言うべきウォールストリート・ジャーナルが、朝鮮事変はアメリカの恐慌對策として頗る有利なビジネスであつたことを、「我々の當面の問題を解決するためには、戦争状態の方が平和状態よりも望ましい、平和は我々にとつて戦争よりもずっと危険である」と(何を言つてゐる)と呼ぶ者あり)書いておるが、この意見は全くアメリカ流に大胆且つ率直であり、ます。他方これに對して十月十六日のニューデリー発UPによれば、ネール・インド首相は、我々民主主義世界と共產主義世界との間で世界戦争の起るの

は避けられないとは思われないと語つておられます。ネール首相のこの主張こそ、まさにソ同盟、中華人民共和国の見解と一致する。(何を言つてゐるのだ)「それが共産黨の質問か」と呼ぶ者あり)ソヴェエトの對外政策は、建國の当初から、社會主義と資本主義の二つの社會体制は平和のうちに共存できるといふレーニンの見解を出発点としてゐる。併し資本主義に取り囲まれて社會主義共和國が存在できるかという質問に對し、レーニンは、それは政治

や軍事の面だけではなく、又通商や経済の面でも共存できると答えている。そしてソヴィエトのアジアに対する対外政策においても、「ヨーロッパの場合と同様に、諸民族すべての国の労働者、農民と平和の中に暮らすことであり、我々はこの国も除外せず、すべての国と同盟を結ぶことに賛成である」と述べている。そしてこれに対する唯一の障害は、「アメリカその他この国でも同じだが資本家の側からの帝国主義である」と述べ、「アメリカの資本主義が我々に干渉しないことだ、我々も彼らに干渉しない」と述べている。△述べておるとやつておると違ふじやないかと呼ぶ者あり△これは今から三十年以前のことであつた。その後この国の平和政策は一貫している。スターリンは第二次大戦の済んだあとで、イギリス特派員ア・ヴェルトの質問に対して、イデオロギーの相違はあつても資本主義諸国とソ同盟の長期に亘る友好と協力は可能であるし、△答弁無用だ△と呼ぶ者あり△二つの体制の間で平和裡に競争を行うことはできると信ずると回答している。この見地に立つソ同盟は、今や戦後の復興と発展のための第四次五ヶ年計画の最終年度を迎えた。今年にはヴォルガ河に世界最大のクイブシエフ水力発電所（出力二百万キロ）に着手し、明年は同じくヴォルガ河畔にスターリングラード発電所（出力百七十万キロ）の建設に着手す

ることを決定している。△何だそれが△と呼ぶ者あり△同時に中央アジアに延々一千百キロメートルの世界最大のトルクメニ運河を建設することを決定している。△それは何だ△と呼ぶ者あり△二つの発電能力の合算は日本の総出力の約七割に近いし、有名なアメリカの TVA の二倍以上である。そして大トルクメニ運河の延長一千百キロと言へば、その距離はまさに鉄道で東京から下関に至る距離である。これらの三大事業を僅か今後の五ヶ年で実現しようとするのである。而もこれらの計画が単なる発電や運河の計画ではなくて、中央アジアの広大な砂漠を咲く沃土に変えたと同時に、ソヴィエトの穀物倉とも言うべきヴォルガ河右岸の大平野に電力と灌漑用水を提供せんとする計画である。農村へ送る電力量は二つの発電所の年間発電量の約四割に相当し、△共産党の質問がそれが△と呼ぶ者あり△その面積は千四百万ヘクタールで、これは日本の全耕地面積の二倍以上に相当するし、且つアメリカ最大のコロンビア河のグランドクリー水力発電所の灌漑計画面積の約三倍である。△それは代表質問か△と呼ぶ者あり△この驚くべき大計画は、△中国へ行け△と呼ぶ者あり△その本質において、帝国主義のそれのごとく他国に対する侵略のためのものではなく、土地の根本的改良、人類史上△何を言つてゐんだ△黙つて聞け△と呼ぶ者あり△最

初の大規模な自然の変革を目指す闘争である。而も昨年の穀物の収穫高に至つては日本流に計算して八億数千万石、これは自国民の最少必要量の約四倍である。工業について言へば、独ソ戦の損害はとうに復興されて、今年は戦前に比較して一五〇％の発展である。住宅について言へば、この五ヶ年間に農村で二百五十万戸、都市では三千万戸を建設した。これらの建設は一体何を語るか。それはソ同盟の政策が人類の利益と幸福と平和を目指している証拠である。それであればこそ、この重大な計画を遂行しつつあるソ同盟の軍事費は全国家予算の一九％に過ぎない。然るにアメリカにおいては五十年一度の直接軍事費だけで総予算の五〇％である。△アメリカを誹謗するの△と呼ぶ者あり△これは明らかに原子力を以て戦争をしかけようとするものがどちらの陣営であるかをこの上もなぐ明白に証明しておる。△それは共産党ではないか△と呼ぶ者あり△私は、軍備の三分の一縮小と原子兵器の禁止を主張しておるのは何国であるか、これに反対しておるのは何国であるか、△それはソヴィエトだ△それは質問じやない△と呼ぶ者あり△平和署名運動をする平和な市民をレッド・パージという武器で攻撃をやつておるのは何国の總理であるかを吉田總理に思い浮べて貰いたい。△答弁の必要なし△と呼ぶ者あり△事態は明白である。△明白だ、

決まつてゐるよ△と呼ぶ者あり△吉田總理こそ、国際帝国主義の手先となつて、その利益のためにソ同盟を先頭とするアジアの平和な諸民族に対する侵略戦争に日本を投じ込もうとしておる。△それは共産党だ△野暮な野次はやめ給へ△と呼ぶ者あり△氏が施設方針の演説で、予期せざる朝鮮事案などと述べておるが、国民を欺き、自己を欺く、これより甚だしきはない。△それは共産党じやないか△と呼ぶ者あり△なげなれば、吉田總理は去る五月三日の自由党の秘密議員総会で、近い将来必ず戦争は起る筈になつておる、この緊迫した情勢も知らずに全面講和を唱える南原などは曲学阿世の徒であるなどと語つてゐるからである。△癡言を言うな△と呼ぶ者あり△同時にこれこそが吉田内閣のやろうとしておる單獨講和の内容を暴露しておる。△嘘を言え△とつけた共産党△大きい声を出すな△と呼ぶ者あり△この單獨講和こそ反動的吉田内閣の一切の帝国政策の総結論である。△誰も感心しないよ△と呼ぶ者あり△海のかなたでは、李承晩の売国的野心の犠牲になつて、朝鮮幾百万の平和な人民が家を焼かれ骨肉を失つておる。日本にとつてもこれは人ごとではない。△売国奴は共産党じやないか△それは共産党のためだ△と呼ぶ者あり△虎の威をかりる売国政治家とその與党の手による……それは共産党だ△と呼ぶ者あり△單獨講和の締結に

よつて、日本も又同じ道を歩かされようとしておる。△そらだ、お前らのために△共産党のために同じ道を歩かされるのだ△と呼ぶ者あり△吉田總理にして一片の愛国心があるならば、△共産党に一片の愛国心があるか△と呼ぶ者あり△かかる危険極まる政策を反省し、△愛国心があるか共産党△と呼ぶ者あり△日本の独立と平和のために一身を捧げて、早期全面講和のために全國民の先頭に立たるべきときではないか。これに対する總理の所信を質して、私の質問を終ると同時に、答弁の如何によつては再質問の意思のあることを表明して降壇するものであります。△登壇無用△答弁する必要なし△答弁は要しない△はつきり答えて下さいよ△と呼ぶ者あり

（國務大臣吉田茂君登壇、拍手）
○國務大臣（吉田茂君） 朝鮮事案はアジアの諸民族を敵に廻したというお話であります。が、アジアにおける共産主義の民族に対しては敵に廻したではありません。△拍手△併しながら民主主義国家、民主主義を以てその国策としておる国は、ことごとく今日日本の態度を礼讃しております。△わかつたか△と呼ぶ者あり△それから第三次戦争は、私はこの間も参議院において申し上げたと思いますが、そう容易に起る筈はないと、こう申しておるのであります。第三次戦争を御希望の諸君は別として、我々が希望せざるのみなら

ず、(拍手、「その通り」と呼ぶ者あり) 少々容易に起らない。又自由党の秘密会において、第三次世界戦争は必至など申したことはないであります。

これを以て考えて見ましても、只今の御演説は共產主義者の宣伝演説と考えますから、それに対する私は答弁の責任を負いません。(その通り)と呼ぶ者あり、拍手)

〔兼岩傳一君発言の許可を求む〕

○議長(佐藤尚武君) 数分間黙つておられますから、再質問ならばお許しいたします。

〔兼岩傳一君登壇、拍手〕

「野次らないから質問らしい質問をやつて呉れ、黙つておるから」 「大いによつて呉れよと呼ぶ者あり」

○兼岩傳一君 總理の私に対する答弁に極めて不満足であります。(発言する者多し) 私は以下具体的に七項目を挙げまして、總理がただイエス或いはノーとお答えになればよい形に具体化して問題を整理して再質問をいたします。(早いことやれ)と呼ぶ者あり)

一、日本は一九四二年一月一日、旧敵国と單獨講和を行わぬ旨誓約いたしました連合国の共同宣言に答へ、米、英、ソ及び中華人民共和國の四大陸の台意と一致による早期全面講和でなければならぬと考えられるか否か。

一、講和によつて主権は完全に回復されなければならない。如何なる國家

又は國際機關に對しても、主権が侵害されるような一切の義務を負うてはならぬと考えられるか否か。

一、一九四三年十二月一日、米、英、中國が署名したカイロ宣言及び一九四五年七月二十六日、右三国の外にソ同盟が署名したポツダム宣言は、琉球及び小笠原諸島を日本の主権から切離すべきことを規定してはならない。それ故に講話に當つては、琉球及び小笠原諸島が日本の領土として主張することが正しいと考へられるか否か。

一、講和後における日本領土から外國軍隊の即時且つ完全な撤兵を望むか否か。

一、如何なる名目にせよ、外國軍隊のための日本領土の軍事基地を認めるか否か。

一、如何なる名目にせよ、侵略戦争に加担せず、且つ再軍備をしないことを正しいと考へられるか否か。(當り前じやないか)と呼ぶ者あり)

一、これらの事柄は、我々國會の自主性において、全國民と共に討議し解決することを正しいと考へられるか否か。

以上七つの私の具体的な質問に對し、總理がこれを正しいと考へられるか否かを簡單に明確に答弁をいたして欲しいのであります。全國民は、總理がこの七項目に反對であり、(それは反對だ)と呼ぶ者あり)日本の独立と平和をみずから放棄しておるものと解釈をすべ

きものであるか否かを、日本國民が總理の答弁に基いて判断するために待ち構えております。私の再質問を終ります。(そんなことはいかんよ)と呼ぶ者あり、拍手)

〔國務大臣吉田茂君登壇、拍手〕

〔簡單明瞭〕「答弁無用」と呼ぶ者あり)

○國務大臣(吉田茂君) お答えいたしました。

御質問の多くはすでに私が明白に答弁いたしておる事項もあり、又私が答弁を拒んだ事項もありました。まずか、私の議會における、参議院における答弁等の速記録を御覽になつたならば、自然明らかであると思ひます。答弁いたしません。(拍手、「いいぞ」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤尚武君) 河崎ナツ君。

〔河崎ナツ君、登壇、拍手〕

○河崎ナツ君 私は日本社会党を代表いたしまして、吉田内閣總理大臣の施政方針演説に對しまして少し質問させていただきます。

吉田内閣の施政方針演説は、成程程講和、財政、いろいろ當面の重要な方針を語られておりますが、いつもそうであるように、今度もそうでありまして、國民の半数以上を占めておりますところの婦人と子供の育成、生活その他につきまして、政府の心を一言半句も述べたことはありません。それは吉田内閣の封建性から、女子供のこと

を政治的には一人前には考へることが少いから、取り扱ひしても怪しまないのだと思へるのでございます。(拍手) 丁度例えて見ますならば、恰かも四角い座敷を丸く掃きまして、よく男の方はそうなのですが、隅々にごみを掃き残しておりますが、それでも掃いたように思ふ。吉田内閣の政治の隅々には捨て置かれた婦人と子供に關するいろいろの問題がごろ／＼としておるのでございます。私はこれを取上げまして、そこに見られますところの現政府の政治の半面を指摘いたしました。適切な施策を促したいと思ひますのでございます。

先ず第一に、労働基準法の一つでありますところの労働基準法が、今日におきましては實際は勤労者、年少勤労者を守り得ない状態にありますことを申し上げて、政府の御所見をお聞きしたいと思ひるのでございます。(拍手) 事柄は基準法を守らせる係の監督官の人数が工場の数に比べて余りにも少いことに起つておるのでございます。今日届出の工場は五十九万二千五百何百がございまして、監督官がたつた二千五百九十五人あります。これでは一人の受持が二百八十六工場、四年に一度しか見廻れない形になつております。この結果、監督官は奔命に疲れて過勞のために病氣続出の現状でございまして、その罹病率が公務員百人に對しまして、最高裁判所のかたですと六・一

人の割合であり、国税庁のかたですと七・三人、農地委員會のかたですと九・六人、そして労働基準局の監督のかたがたは十五人乃至十六人おるわけでございます。これに基きまして如何に過勞に……奔命に疲れてゐるか、こういうわけでございまして、各工場はまあいわけ違反のし放題になりがちなものである。年間二十万工場ほどの巡視で、その違反が百二十万五千余件ありと報告されておまして、恐らく全工場では三百十三万余件ぐらゐに推定されるのではないかと。況んや先月調査されました國勢調査での増加見込の工場数が十四万ほど殖えておることでございますから、計七十四万余工場ともなりますれば、事は甚だ大変でございます。だが、もつと重大なことは、この莫大な工場におきましての違反の件数は、それだけ勤労者を資本の重圧にさらしている結果になつて、景気の王座に立つております組織関係で働いておられますところの五十万婦人年少勤労者が、この工場の悪條件にさらされながら、身を挺してその使命を果しておるのでございます。これは、政府は若しや今特需景気に沸き返つております組織界のその数に氣を取られまして、この数々の実体を基準法の守られない操工場で日夜働き出しておる五十万婦人年少勤労者の大きな犠牲を犠牲にして見送つてしまふのじやな

いでしようか。(拍手)でなければ、速かに監督官の数を増し、法の実施を守らせまして、違反なき明るい工場にして、快く安心して勤労者を働かせようとお思いにはなりませんか。保利労働大臣の御所見をお尋ねいたしたいと存じます。

尙又、基準法の実施に關しまして私は文部大臣に申し上げたいと思ひます。日本の基準法も、婦人の母性を尊重して、勤労婦人に産前産後の有給休暇を認めております。(委員会では「やれ」と呼ぶ者あり)ところで文部省は学校の定員定額制実施に當りまして、養護教員や休職保護教員のためには増定員をいたしまして予算が通つておりますのに、産前産後休業の教員だけを取残して今日に至つております。勿論今度の補正予算にも考慮されております。

女子教員の分は昨年二十四年度で二万一千人ばかりあります。法の上では産休を認められながら、人の裏付けをされないこの妊娠教員たちは、代り手のない産休をしては生徒がかわいそうだと大部分は無理をして出勤しております。ですから女教員には流産だの早産だの難産などが多いのであります。でなければ、他の方々に済まない、心強い妊娠教員は自分の経済生活を犠牲にして退職します。男の教員よりもつと女の教員が勤続年数の短かいのも一つはこういうこともあるのです。一方には学校長も女教員の産休を喜ば

ず、未婚者の就任を歓迎するかのことき傾きさへ出て来ております。これが又妊娠教員を雇うくし、一層退職へと追込んでおります。裏付けのない産休が女子教員をこういう窮地に追込んでおりますことを政府は知つておいでになりましようか。而もこれが解決は一にかかつて天野文部大臣が産休の裏付けを学校の定員定額に組込むことのみであり、又池田大蔵大臣はこれを予算上認めることのみであります。(拍手)にも拘わらず女教員の産休を尙も裏付けないままに据え置いて、年々二万一千何がしの妊娠教員に苦悩を強いておる限り、私はここにも吉田内閣の封建性、非民主性ありと非難するものも止むを得ないのでございします。(拍手)池田、天野両大臣の御所見をお聞かせ願ひます。

尙、勤労婦人に關しまして、全国十一万何がしの看護婦の問題が今日看護婦の人たちを悩ませております。看護婦の制度が変り、差しずめ既成看護婦が、既得権を持つてゐる看護婦がどういう立場に置かれてゐるか。あの過労の中から先ず国家試験を受けなければ一人前として立てない。それらにつきましての問題につきまして、最も親切な立場から、どう既成看護婦を立てて行くかということにつきましての厚生大臣のお考えを、一言全国看護婦のためにお聞かせ願ひたいのでございします。

私は次に平衡交付金が三十万收容児童を踏み潰しかけてゐる事実につきまして吉田総理に申し上げたいと存じます。今年度から地方自治確立育成のために地方財政平衡交付金制を実施いたしましたことは一応尤もな次第であります。だからと言つて一律に交付金に置き替へることはどうかという議論の戸がございしましたが、その一つが児童福祉法によりましてところの施設收容児童のための児童保護費でありました。同じ性質のものである生活保護費が交付金の枠外に補助費として置かれまして、適正に措置されておりますのに、この児童保護費が枠内に置かれまして、とすれば政治的発言力の強い部面から押されがちな地方財政に任されたのでございします。果せるかな、過去四ヶ月間にすでに著しい支障が来ましてありますことを私は実地視察で発見し、又都道府県からの報告が示しております。保護費の未拂ひや新しい保護児童の認定や、新施設認可の取止めや、入所児童の制限や、富裕児への置き替へや、さては保護費が低下し出したというふうな事例で、施設に收容されておりますところの孤児、或いは浮浪児、或いは棄子、精神薄弱児、盲聾啞兒など、三十万保護児童の生活が今脅かされております。尙、引續いて保護の手を待つておりますところの四十万の児童への新しい措置の手も引込められて行く憐れな事態の出現でござい

ます。これは又延いては、そこに働く志の清純な、聖職に甘んずる多くの保姆、世話婦の人々の職を狭め、生活を脅かすことでもあるのでございします。或いは人が申しましよう。市町村当局も新制度への切り換へでまだ慣れないだらう、長い目で見ておれば将来はうまく行くに違いないと申します。だが児童は生きております。その日の生活乃至生命線を保つておく必要がございします。地方自治能力の成熟するその時期まで待つてはられないものがあります。これは何としても速かに児童の保護費は生活保護費と同じ平衡交付金の枠から外すべきではないでしようか。それとも政府は三十万保護児童が平衡交付金に押し潰されかけてゐる事態から頻りに行こうとでも言うのでありましようか。当面の責任者の黒川厚生大臣はどうお考えでしよう。岡野國務大臣、池田大蔵大臣の御所見を切にお願ひいたしたいと思ひます。

次に私の心を打ちますものは、六十一万の未亡人が女の細腕に百二十五万の幼児を抱えまして、このインフレの嵐の中を冬將軍と顔を合せて立つておりますところの日本の未亡人世帯の問題でございします。生活保護法による被保護世帯の四五％は母子世帯でありまして、未亡人の少くとも三分の一はこの法律にともかく最低線を支へられてゐることにございまして、一応は落着いて来ましたが、今や次の段階とい

たしまして二つの問題を当面要求いたしてあります。一つは、母は子供の育成にその命を賭けております。そのために積極的な自立的な生活の確立を望んで止みません。このためにも先ず未亡人家庭への育英資金の大幅な開放と生業資金の貸付を積極的に考えらるべきではないでしようか。ところが育英資金につきましては、被生活保護者には、よしや優秀な子弟であつても、高校、大学への途が閉ざれております。又、生業資金におきまして、その貸付條件が返済の見込のある者か一定の生活特技のある者というふうなものでございします。未亡人たちは余り厳し過ぎると申しますか、未亡人たちの能力では高い所に、手の届かない所にありますので、結局は水上の月と眺めてしまふよりほかありません。未亡人の道を次へ開くために、この二つの面は何とか打開しなければなりません。このことにつきまして厚生大臣の御所見をお伺ひしたいと思ひます。

更に私の默観するに忍びませんことは、この未亡人世帯を通して見ました日本の女の細腕につきまして、男の細腕という言葉はありません。この女の細腕につきましてでございします。生活技能を一人前に持つてゐない者は日本で九五％と言われております。ここに未亡人世帯への対策が、資金貸付の前に先ず生業の手ほどきから始められねばならない、手数のかかるものであり

ます。未亡人の生活無能力へのこの不安焦燥の結果は、遂に母子心中に終るか子持ち夜の女に落ちて行くのであります。而も日本にはすべての母と子の生活を制限なく守り抜く法の措置もございせん。どこの国にも子供を抱えた未亡人世帯はありますが、多くの国はすでに社会保障制度に盛り込まれてその母と子は守られている上に、母なる女性に向らかの生活技能を一人前に持たされていること九五%であることは、その国の未亡人対策が日本の場合と雲泥の差の難易があることが知られます。けれども日本の女性が生れながらにして無能力なではありません。久しきに亘つて三従の教えの枠の中に生きるように半人前と育てられて来た結果であります。これは又、今までの日本の女子教育と職業教育の欠陥によると思いますが、天野文部大臣は何とお考えでありますか。近頃文部省は、司令部の示唆もありまして、職業教育について大きな展開を画しているらしく、学校共同実習所の発表はその一つとして好ましい限りであります。が、事、女子の職業教育に関する限り、その施策が甚だ旧態依然たる恨みありとはしく聞かれます。未亡人生活はいつの世にもある女性の人生行路の一駒です。これからの未亡人対策の一環としても文部省の女子の職業教育は重要だと思ふのであります。が、如何なる施策を立て、如何に考え

ておられるのか。未亡人及び全婦人のために天野文部大臣の御所見をお伺いたします。

次に私共の見付けます問題は、多子人工妊婦中絶に婦人が今日さらされて、余りに多くさらされ過ぎておることにつきましての危険を申上げます。多子は貧困に迫り込む大きな原因の一つであることは言うまでもありません。その上、日本は退つ引きならぬ人口問題解決のためにも、多子問題に当面してあります。前国会で人工妊婦中絶が提案されていましたが、大衆はすでに自分の生活を守るために保健所を通して、妊婦中絶を著々実行しております。即ち昭和二十二年には十万人程ありましたが、昭和二十四年には二十四万人でありました。ところが二十五年度は上半期ですでに二十二万を超えて、恐らく年間五十万人を超えるであろうと厚生省は推定いたしております。それらは皆、工員、勤め人、公務員、失業者、日雇者等々の妻たちであります。経済上の理由四五%、他は「つわり」、結核などの病氣だと保健所は報告いたしております。これらが一応妊婦に關係いたしましての好ましい展開であるのでありますが、こうして妊婦中絶にだけ任せて置きますのは又由々しい結果を招来することを私は厚生大臣にお考え願いたいと思ふものであります。妊婦は母性の自然の生理現象でありまして、中絶は母体にとつ

て不自然であります。技術的にも衛生的にも軽々しい妊婦中絶は母体を損い、弱め、余病を起し易くし、或いは死にさえ至らしめます。でなければ直ぐ次の妊婦中絶をして又次の中絶を必要とします。無策のまゝいつまでもこの妊婦中絶のみにさらして置きますことは母性の浪費であり、母性の冒瀆でさへあると思ひます。もはや今日は妊婦調節に重点を置いた強い厚生行政に入るべきではないかと思ひます。(拍手)にも拘わらず末端実験機関でありますところの保健所では、避妊への指導が極めて手薄であります。これは本省の決意の弱さが反映しているもので、本省がはずれば末端はずんで来ます。そうして女性の母性はますます守られると思ひます。黒川厚生大臣は、この分り切つた母性の浪費をこれからは尙引續いて日本の女性に堪え忍ばせようとなさるのであります。ようか。それとも妊婦調節への新しい計画をお持ちでありますか。日本の全婦人のために、分けても働く工場農村婦人のために熱意ある御所見をお聞かせ願ひたいと思ひます。

次に、現政府が労働省の婦人少年局の存在を二度までも撤すに續ける事態を通じて、現政府の婦人少年者への無理難題封鎖性を強く指摘いたしたいと思ひます。(拍手)政府は前にも行政機構の整理をして冗費を省くというので、この局を全面的に取止めようと

したのであります。が、今度は聞くところによりますと他省へ分散吸収せしめようとするというのださうであります。取止め、分散吸収必ずしも悪いとは言われせん。だが事にもより物によりけりであります。婦人少年局が日本の民主化にどんな使命を担つて設置されたかが正しく理解されたならば、取止めも分散吸収も断じてできるものではないと思ひます。この局は婦人労働、年少労働及び婦人課の三課から成る今は小さい局ではありますが、その任務は甚だ高邁雄健であります。先ず働く婦人の健康と母性を保護し、地位の向上に努めると共に、働く年少少女を過重な労働から保護し、そして男尊女卑の封建的弊風を打破して、婦人の社会的、経済的地位の向上を図ろうと目指しております。そのために先ず調査資料を収集しつゝ二歩来たのであります。早くも分散されて、婦人課は厚生省の児童局へ、他の二課は基準監督局へ吸収されたのでは、如上の使命が果たしてどこで達成されるのであります。か。(拍手)性格が違ひ、社会的感覚の違ふ所では別のものであります。より外はあります。保利労働大臣はそれはお思いになりませんか。婦人局は三年前労働省の設置と同時に置かれたのであります。が、こうして働く女子年少者の問題が国家的に取上げられ、国家行政機構の中に一局を設けられましたことは、我が国有史以來初めてのことでありました。(拍手)由来、女子年少労働者の低賃金と悪劣労働條件を以て、世界市場に注目を攻撃的となり、又封建的差別思想の根柢を以て世界に知られていたところの日本にとりましては、これは又真に画期的なことでありました。ここにおいて婦人少年局の社会的な、文化的な意義の深さを感じます。保利労働大臣はさうお思いになりませんか。(拍手)この使命を達成する第一歩として、婦人少年労働者の生活、労働の実態調査が少年局でなされておりますが、これが又日本に會てない立派な記録でありまして、見かけは眇たる小冊子であります。が、日本の婦人解放の貴重な科学的礎石の一つ々々であります。全くこの局の任務はかつて又今後にあるのであります。解消し又分散するどころか、むしろますます強化して、婦人少年者に対する総合的な行政を推進する鉄の枢軸とせなすべきだと思ひます。

(拍手)これを未だに尙、揺さぶり続けている現政府の御見解はどうか。保利労働大臣にしっかりと伺ひたいと思ひます。

最後に社会保障制度につきましての政府のあり方について質問いたします。人間は働けるととき働けないときがあります。働ける人と働けない人がなければ収入はありません。収入がなければ生活ができません。生活のでき

てのことです。(拍手)由来、女子年少労働者の低賃金と悪劣労働條件を以て、世界市場に注目を攻撃的となり、又封建的差別思想の根柢を以て世界に知られていたところの日本にとりましては、これは又真に画期的なことでありました。ここにおいて婦人少年局の社会的な、文化的な意義の深さを感じます。保利労働大臣はさうお思いになりませんか。(拍手)この使命を達成する第一歩として、婦人少年労働者の生活、労働の実態調査が少年局でなされておりますが、これが又日本に會てない立派な記録でありまして、見かけは眇たる小冊子であります。が、日本の婦人解放の貴重な科学的礎石の一つ々々であります。全くこの局の任務はかつて又今後にあるのであります。解消し又分散するどころか、むしろますます強化して、婦人少年者に対する総合的な行政を推進する鉄の枢軸とせなすべきだと思ひます。

(拍手)これを未だに尙、揺さぶり続けている現政府の御見解はどうか。保利労働大臣にしっかりと伺ひたいと思ひます。

最後に社会保障制度につきましての政府のあり方について質問いたします。人間は働けるととき働けないときがあります。働ける人と働けない人がなければ収入はありません。収入がなければ生活ができません。生活のでき

ないことが人間の最大悲慘事であります。この悲慘事をなくして、いつでもみんなの生活を守り、生活を保障する政治、この政治が世界の新しい政治の流れであります。社会保障制度こそがその具体案なのであります。然るに吉田総理大臣はこの方面にも積極的な発言の一つもなかつたことは残念であります。(拍手) 社会保障制度審議会の審議案……委員会からすでに出ている答申報告案を、政府はいつ頃からの程度に実施するおつもりでありましたるか。日本の婦人は先程も申し上げましたように、九五%まで、健康であつても、職場があつても一人前に働く力を持つていませんので、生活無力者にせられて来ましたから、常に生活に脅かされ、生活保護者に卑屈になりがちでございます。贈金等をいつの頃からか作るようにさへなり果てました。(笑聲) 何という情ないこととございましょう。だから社会保障制度は、婦人の生活に生命の火をつけるものとしたしまして、独立人への心構えに入る一步といたしまして、どんなに期待していかねないものであります。社会保障制度によりまして一番救われるのは、現段階の日本におきましての婦人の生活であります。多数の子供を抱えておつても子供年金がある、未亡人になつて子供を多勢抱えていても寡婦年金、遺児年金がある、老年になつても養老年金がある、これらの社会保

障による生活支柱は女の心を落着けまして、嫁や婿に必要以上に機嫌をとつたり、必要以上に虚勢を張つたりすることは要らなくなつて、女同志の応待がどんなに自然になることでしょうか。けれども今度の審議会の報告案は、子供年金は被用者にも一般国民にも省かれております。寡婦年金、遺児年金、養老年金は、一般国民には若し財政の余裕があつたらと条件付きでありまして、多分見込はありますまい。これを知つて婦人はどんなにがっかりしたか知れませせん。被用者の家族以外の大部分の婦人、多数の婦人は又もや取残されたのであります。国民の半数を占める婦人、その婦人の大部分を取残した社会保障制度は婦人にとつては甚だ意味が薄いではありませんか。そんな意味の軽い今度の案を現政府は又六樹ぐらゐにしか実行しないだろうと聞いておりますが、それは本当でありましょうか。これこそ吉田総理大臣からしつかりと、その肚をお聞かせ願ひたいと思ひます。(拍手)

成する大人の責任、その責任におきまして、成るべく早く子供年金をとり上げて行くつもりはありませんか。この二つは黒川厚生大臣から御所見をお伺ひしたいと思ひます。そうして一方には、社会保障を強く裏付けるものといまして、並行して次のことを一層推進することを附加したいと思ひます。教育保障といまして、義務教育費の全額国庫負担と育英金の拡充、保育所、乳児院の増設、これらの国庫負担によりまして、子供に関する身体と能力とを国家が十分に支えて行きますならば、大きな社会保障制度への強みでございます。又養老保障として、中小学校給食の国庫負担、又簡素にして能率的な集団住宅、共同住宅の国庫負担の住宅政策、これらの保障は、又間接に婦人の生活、分けても勤労婦人の生活を簡素化し、能率化して、婦人が当面しておりますところの生活の重圧から解放することをも意味いたしておきますが、社会保障制度はこの面におきましても将来の婦人を一人前に立たせる大きな救いの道であります。併し最もそれらの徹底的に考えられなければならぬことは、完全雇用であり、最低賃金の制定であります。これはどうしても一歩々々政府に取上げて貰わなければならぬことでありまして、ここまでは参りますまでに六樹の現政府が幾年かかりますことか。併し今のところ、この審議会の答申に、勧告、少くとも六樹でなく、一〇〇%のそこから出発することを現政府に要請したいと思ひます。

以上の事柄は小事でありますかのごとくであります。実は一連の常に婦人と子供を立ちすくませておりますところの大きな政治の取残しであります。この事態に對しましての吉田内閣の責任を以上で以て指摘したいと思つた次第でございます。私の質問はこれで終ります。(拍手)

るべき方々でありますから、この少年労働者諸君の保護につきましては、政府としても万全の措置を講じて行かなければいけないと考えております。さような意味からいたしまして、労働省の婦人少年局のあり方があつたままでのいかどうかということは検討を要すべきものがあると存じますけれども、勤労婦人、少年労働者を対象とする行政機構は、更に今日よりも拡充強化せられることを私は痛感いたしてあります。

○国務大臣(吉田義彦) 答へをいたします。婦人、児童の問題について御意見を詳細承つたのであります。ただ私がここに申したいことは、現政府がこの婦人子供の問題について甚だ冷淡だといふお話であります。我々としてはそう考へておらないのであります。又関係大臣からしての答弁によつて詳細御承知を願ひたいと思ひます。又社会保障制度は、審議会の勧告、答申に基いて、目下内閣において慎重審議いたしておりますから、そのうち成案を得て御報告がでると思ひます。(拍手)

○国務大臣(吉田義彦) 答へをいたします。婦人、児童の問題について御意見を詳細承つたのであります。ただ私がここに申したいことは、現政府がこの婦人子供の問題について甚だ冷淡だといふお話であります。我々としてはそう考へておらないのであります。又関係大臣からしての答弁によつて詳細御承知を願ひたいと思ひます。又社会保障制度は、審議会の勧告、答申に基いて、目下内閣において慎重審議いたしておりますから、そのうち成案を得て御報告がでると思ひます。(拍手)

次に朝鮮動乱後における基準法の実施状況でございますが、労働基準法は実施せられてから三年以上を経過しまして、経営者、労働者、労資双方とも基準法の趣旨を広く理解せらるるようになりまして、今日広く一般に認められるところであらうと存じます。そういう上からいたしまして、戦前の労働者の労働条件と今日におきます基準法実施以来の労働条件とは、全く隔世の感があると申しても差支えないのではないかと存じます。特需増産の関係で基準法違反が非常に多くなつておるのではないかと云うことでございますが、特需関係におきましても基準法の枠内で十分運用できるの

○国務大臣(保利茂君) 勤労婦人、年少労働者の問題が如何に重要であるかという河崎さんの御意見には、私全く同感でございます。従ひまして、特にこの少年労働者は次の産業人の中堅とな

でございまして、基準法の遵守を飽くまで努めておるような次第でございます。尚、基準法実施以来三年余を経過しまして、いろ／＼の面において基準法自体についても私は再検討をなす

べき段階に来ておるものではないかと思ひまして、只今私の手許において研究をいたしておるような次第でございます。△拍手、「知らないのは労働大臣だわらしいよ」と呼ぶ者あり

(國務大臣池田勇人君登壇、拍手)

○國務大臣(池田勇人君) お答えいたします。三千万に近くいたしまして、従

来政府の補助金でやつておつたのが、今年度より地方財政平衡交付金に入りまして、地方によりましては、その経費の支出が遅れたところもあると思ふのであります。併しこれは平衡交付金の使ひ方につきまして慣れて参りますれば、私は適當な措置がとられるのではないかと思つております。(それまで待つておられませんかと呼ぶ者あり)

尙、女教員の待遇につきましては、一般義務教育費の問題と関連いたしまして、できるだけ経費を出すように政府としてはいたしておるのであります。何分にも義務教育費は御承知の通り平衡交付金に入れ込みましたために、政府のほうから、平衡交付金のうち、これだけを義務教育費にしろという指令はできないわけであるのであります。従いまして、地方財政委員会におき、或いは各府県におきましては、教育委員等からいろいろ意見が出まして、適當に処理をされると考えておるのであります。従いまして、將來この制度について、標準義務教育費を置く

とか或いは生活保護費のように国の費用で出すとか、こういう問題については、今後相當研究をして行かなければならぬ問題だと考えております。(拍手)

(國務大臣黒川武雄君登壇、拍手)

○國務大臣(黒川武雄君) 河崎議員にお答えいたします。

御質問の第一点であります。保健婦助産婦看護婦法により、看護婦につきましては、新たに甲種、乙種看護婦に区分して、それ／＼試験制度と任務が定められておりますが、医療従業者としての看護婦の資質の向上のため、これは必要であると存じます。既存の看護婦につきましては、新法によりまして試験を受けることもできま

すし、又旧法による看護婦として業務を継続することができま。でございします。尙、既存の看護婦の処置につきましては、且下看護婦制度改善の一環といたしまして考慮いたしております。

質問の第二点の児童保護費の問題であります。これは従来国庫補助金の形式をとつておりましたものが、本年度からその大部分の約二十億が平衡交付金に組入れられ、地方に交付されることになつたのであります。現在までこの交付金の制度による運営の状況を見ますと、お説の通りに、各府県市町村ともいろいろ困難な問題が起

つておりました。行政運用上甚だ困却しております。児童保護費の本質的性質からいたしまして、生活保護同様に、従来通りの国庫補助金の形式によりますよう極力努力中でございますことをお答えいたします。

第三点の未亡人対策の強化につきましては、第五国会における決議の趣旨にも副いまして、生活扶助、教育扶助、授産事業等の強化、母子福祉施設の整備、生産資金の貸出し等に努力いたしておるのであります。職業開拓、子女育英等、その他の関係につきましては、関係各省と緊密な連絡を図つておるのでございます。

第四点の御質問につきましては、産兒制限の問題であります。最近妊娠中絶は非常な勢いで増加いたしておるのとお説の通りでございます。昨年は約二十四万件でありましたところ、本年度は約その倍、五十万件に上ることが予想されるのでございます。この妊娠中絶が母体に及ぼします悪影響から考えまして、できる限り受胎調節の方法による方が適當であると存じます。政府といたしましては、優生結婚相談所、保健所等によりまして、各人の現実的要求に応じて健全な受胎調節の知識の普及及び指導に努力いたしたいと思ひますが、現在のところ、そのお説の通り十分にその思想の普及ができておらないので、極力努力いたしたいと存する次第でございます。

第五の社会保障制度の問題につきましては、先般、社会保障審議会から報告がございましたので、政府におきましては直ちに社会保障関係懇談会を設けまして、鋭意勧告の線に沿ひまして実施できま。うように努力中でございます。厚生省といたしましては、社会保険の整備を図りますと共に、生活保護、児童保護等、社会福祉部門の内容を更に充実し、衛生面においては特に結核対策を強力に推進するという所存でございます。右お答えいたします。(拍手)

(國務大臣天野貞祐君登壇、拍手)

○國務大臣(天野貞祐君) 只今御質問の第一は産休の問題でございますが、これにつきましては、従来お説のよう

な不完全な点があつたことを非常に遺憾と思ひます。それで、このたび平衡交付金の制度ができましたので、私のほうとしては、是非その中からして補助教員の費用を出すようにして、そしてどうか産休が十分にできますように、教育長のほうに本省のほうから申入れをいたしております。

それから第二の点は女性の職業教育のことでございますが、一般に、御承知のように今は男性と女性というような区別はすべての領域において取拂われておつて、教育の社会においても何らの区別もございません。それにつきまして、例えば中学校でございますと、いと職業家庭科、或いは高等学校で

ございますと職業技芸科というようなものがありまして、而もその学科を選ぶ生徒が非常に多いという状況でございます。それから又女子短期大学などにおいても、それ／＼そういう将来に備えた技芸を授けるという科目がございまして、短期大学は女子の方がむしろ盛んでございます。或いは又社会といたしましては、いろいろ／＼な婦人講座とか、そういうようなものを設けまして、女子の将来に備えるということとは十分なる配慮をいたしつつありますし、又將來もそういう点に十分考慮をいたす考えてございます。(拍手)

○議長(佐藤尚武君) 岡野國務大臣は後刻出席の際答弁される趣きであります。堀越儀郎君。

(堀越儀郎君登壇、拍手)

○堀越儀郎君 私は我が国の教育に關して最も緊要と考えられる左の三点について、内閣総理大臣、文部大臣、地方自治庁長官、建設大臣、厚生大臣並びに大蔵大臣にお伺ひいたしたいのであります。

即ち第一、地方財政と教育費の關係、第二、災害復旧の問題、第三、教育施設とその環境の問題であります。御承知のように教育基本法の冒頭において、「われらは、よき、日本國憲法を確定し、民主的で文化的な國家を建設して、世界の平和と人類の福祉に貢献しようとする決意を示した。この理想の実現は、根本において教育の

の理想の実現は、根本において教育の

力にまつべきものである。」と宣言して
いるのでありますが、終戦以来果して
その成果が挙げられているのでありま
しょうか。当国会の内外において論ぜ
られ、或いは教育振興の決議案として
政府に重大なる反省を促し、或いは又
世論の強力なる擡頭を来たしているの
であります。このときに當りまして、
総理は過般、新聞協会懇談会の席上に
おきまして、次のように文教の重要性
を闡明しておられるのであります。即
ち「我が国が、世界平和破壊の汚名を
負い歴史を傷けたのは、過去の教育に
欠陥があつた。われらが、今日の逆境
に転落したゆへんは、單に経済力の不
足や領土の縮減だけによるのではなく、
精神生活の面においても、欠けるとこ
ろのあつたことを認めなければ、復興
の政策に錯誤を来たす虞れがある。」と
述べ、更にその方策として、「青少年に
独立の精神を植付け、これに並行し
て、義務教育の完備、奨学制度の拡充、
學術研究の奨励を行い、自立日本の建
設の基礎としたい。」という決意を明ら
かにしておられるのであります。今回
の臨時国会におきまして、「国民の精
神の方面の作興即ち文教の振興の重要
なる今日に如くものはない」と述べて
おられる。更に、「この際、教育に思い
をいたし、健全なる国民精神の涵養を
図るべきであると固く信ずる」と政見
を発表しておられるのであります。所
管大臣はもとより、閣僚諸君におかれ

ましても、教育の重要性が日本再建の
第一義であることの認識に立っている
総理の所信と完全なる一致を見ている
と了解するのであります。私もその
所信に賛意を表するのであります。か
くのごとき政府の所信に拘わらず、教
育の実態は果してどうでありましょ
うか。もとより教育の事業は急速なる成
果を期待すべきではありませんけれど
も、少くともその施策が具現したかど
うかは、国民の如何なる者もひとしく
重大なる関心を持つていらるものであり
まして、この点から考えまするならば、
見解や方針の発表に終らないまでも、
空念仏に近いかの印象を国民に與えて
いるのではないか。こういうことを私
はここに申さなければならぬことを
非常に遺憾と思つていらるものであり
ます。この観点から政府の施策について
重要な問題をお聞きしたいのであり
ます。

先ず第一に、政府が教育の重要性を
如何に声明いたしまして、初等、中
等の教育が先ず以て財政的に確保され
なければならぬと聲明することは申す
までもないものであります。果して政府
の施策がこれを保障しているものであり
ましようか。私は現実の事例を引証いた
しまして、政府の深甚なる反省を促し
たいと思つたのであります。政府は地方
財政平衡付金制度の運用によつて、地
方自治の円滑なる運営と、地方財政の
確保を図ると申すのであります

が、現実とその実情を調査いたします
と、少くとも教育費に関する限りはそ
の期待を著しく裏切るものがあるの
であります。政府は財政基準額と財
政基準歳入額との差額を目途としたし
まして、地方財政平衡交付金の交付を
なし、その穴を埋めることとしたしま
して、これにて尙且つ不足する歳出財
源は交付金の一〇％の特別交付金の交
付をすると共に、当該地方財政収入の
三〇％を財源として必要な歳出に當
てるというのであります。ここに
問題の核心があるのであります。これ
は地方歳入が一〇％確保できるとい
うことが前提となつていらるものであり
ます。が、地方歳入が果して調定額に
達し得る見込があるものでありましょ
うか。私の実地に調査した某県におき
ましては、第一期の調定額六億八千九
百九十九万に對して、収入額が十月三十
一日現在において二億二千九百九十二万
円にしか過ぎない。即ち三三％の徴税
成績であります。他の諸県について見
ますと、八月末現在において二五％、
二二％、二〇％、甚だしきに至りまし
ては一六％という所さえもあつた。こ
れを全国的に見ますれば二三％という
実情であります。更に又これを某市に
ついて見ますれば、十月末現在におい
て調定額に對して六一％に過ぎない現
状であります。東京都下各区の住
民税について見ますと、十一月十八日
の新聞報道によりますれば、第一期分

は平均六三％に過ぎないというのであ
ります。かくのごとき現状を以てすれ
ば一〇％の地方歳入を見込むことは
極めて困難でありまして、従つて又そ
の七〇％を基準財政収入に見積り、残
りの三〇％を以て先に申しました不足
歳出の財源に見込むことは、恰かも空
中樓閣を築くに等しいといふことを申
上げなければならぬと思つたのであり
ます。仮に入八〇％の徴税成績を挙げる
ことができるいたしましたとしても、僅か
に一〇％の余裕財源に過ぎないのであ
ります。そこで私の最も懸念するところ
は、地方教育費の甚だしい不足を生
じ、延いては初等、中等の教育は勿
論、その他の文教施策に著しい欠陥を
来たし、教育の根本が崩れる虞れがあ
るといふ点であります。第七国会にお
いて全会一致を以て可決されました義
務教育費確保に關する決議、これに對
して政府は重大なる責任を感じべきで
あります。又或る県においては、教育
費が基準財政需要額として見積られて
おる額に對して四億五千万円の不足を
来たすことになり、その財源について
甚だしい苦慮をしておるといふことで
あります。これは実に容易ならざる問
題であります。而もそれを補填するた
めに、止むなく国民の健全なる精神の
復興に支障ありと非難されておる競輪
による収入の増加に仰がざるを得ない
という、極言いたしましたれば博打のて
ら銭で教育費の一端を補おうというこ

とであります。これでは総理が精神の
作興を如何に叫んでも、その成果は砂
上の樓閣であり、さななくは五彩の虹に
過ぎないのでありますまいか。(拍手)
更に他の某県においては、県税徴収
成績、九月十三日現在、第一期分三九
％、市町村税第二期分徴収成績三九％
に過ぎないのであります。而してその
県の教育費の基準需要額として認めら
れました額に對して、教育費の不足額
は二億円に近いのであります。而も教
育費は地方財政の三六％又はそれ以上
を占め、第一位にあるのであります。か
ら、教育費が最も被害を蒙むること
なるのであります。況んや教育に關す
る予算の計上についても、往々にして
他の経費に優先することなく、むしろ
直接実績の現われる他の経費に優先さ
れることがないとなが断言できましょ
う。(「そうだ」と呼ぶ者あり)これらの
影響が如何に教育の振興を妨げるかは
敢て言うに及ばず、教育費の不足はP
T Aの寄附によつて賄わなければなら
ないといふことになり、そのために教
員俸給その他の減額、遅拂を来た
し、教員の質の低下は教育効果の低下
を見るに至ることは実に必然と申さね
ばならないのであります。かかる教育
費確保の不可能を来たす重大なる問題
を看過するにおいては、平素教育に熱
心なりとの政府の見解も、総理の施政
方針の演説も、皆これ單なるゼスチュ
アに過ぎないと非難せられても弁解の

余地はないのであります。(その通り)と呼ぶ者あり) 国家再建はおろか、実に悲しむべき事態の発生を見るを得ないであろうというのを私は深く憂慮するのであります。

以上に關連して是非私のお尋ねしたいことは、今回の補正予算において増額されました三十五億円の地方財政平衡交付金の内容についてであります。私の懸念するところは、義務教育に從事しております教員に対する昨年度末手当の半額即ち七億余円を政府において本年度負担すると公約されているのであります。この七億円は一応内定していた文部省所管の経費から削除されているのであります。この七億円は三十五億の補正追加の地方財政平衡交付金中に含まれているのであります。若しこれが考慮されていらないとすれば、地方の財政計画に重大なる影響を及ぼすことは勿論、本年度の教員に対する年末手当等の支給にも極めて悪い結果を招来すると思ひます。この点、大蔵大臣、地方自治庁長官の明答を希望するものであります。

第二に災害復旧の問題であります。が、二十五年度末において六三制実施について、最低限度の施設を目標としても、実に八十一万坪に達する教室の不足を来したのであります。而も僅少の予算しか計上できず、終戦五年を経過して、尙且つかくのごとき状態でありまゝののに、先に襲来したジェーン及びキジャ台風による教育施設の被害は、中級以上だけで実に百十五万坪に達してゐるのであります。これが復旧は地方財政又は私立学校のよくするところではありませぬので、国庫のこれが復旧に要する支出として、文部省の緊急要求は三十六億余円に及ぶのであつて、その緊急性を考慮の上、文部省はこれを優先する必要がある、六三制経費の補正要求さへも差控えたといふのであります。これに對し補正予算としては僅かに総額二億四千万円、そのうち公立学校として一億八千万円に過ぎない。私立学校復旧低利資金は全然計上されてないものであります。これを以て教育の振興なかならず義務教育に特に留意すると言はれる。總理の心境が那邊にあるのか、了解に苦しむのであります。(「そうだ」)

以上二点は、主として政府の教育に対する物的施策、なかならず予算に關する事項であります。第三番目にお伺ひしたい点は、教育施設の環境の整備ということでありまゝ。總理が言はれる、国の将来を担ふべき青少年の純真なる心を正しい方向に伸ばすことが重要であるというこの總理の考えに對して、私は満腔の敬意を表するものであります。果してこの總理の意圖が施策の上に現はれてゐるか、行き届かぬ点がないかということをして分考察されたいと思ふのであります。統計の示すところによりますと、二十歳未満の者の犯罪は、二十五年上半期において七万六千三百九十八名に達し、昨年度同期の六万一千五百五名に對して実に一万四千八百九十三名の増加、即ち二四%の増加率であります。これは昨日同僚閣下議員も指摘したところでありまゝ。一般成人の刑法犯が昨年同期の二十一万四千五百五名に對し、本年は二十二万六千七百七十二名、即ち六・六%の増加であるに比べまして、青少年の犯罪が如何に増加しているかを物語つてゐると申さねばなりません。而もその内容を検討いたしましたら、猥褻の罪を第一とし、これに類するものが最も多いのであります。尙又青少年のうち十四歳以下の者の犯罪は、昨年同期に比して七五%の増加であります。

これによる結論としては、成人よりも青少年の犯罪が著しく増加していること、猥褻行為のごとき、風紀に關する犯罪が多いこと、十四歳以下即ち六三制在学中の者の増加が著しいといふ、この三點に留意いたします。これは十四歳以下即ち中小学校在学中であるべき青少年を如何にして風紀の類から護るかということが、第一に緊急の対策として講じられなければならぬことを如実に示してゐるのであります。これに對して或いは補導の諸施設を講ずることも必要であり、又各種の方策もありでありまゝですが、根本においては又、社会盟の根源たる国民生活の不安定を逐次排除するために、経済の安定、産業の復興を企図せられすることも緊要と思ひます。併しながら私の考えをいたしましては、總理のいふゆる青少年の純真なる心の方向を伸ばす、このために、又文相の言はれる國民のボンサンスの向上のために、先づ以て青少年の教育の場をよりよく保つことが第一であると思ふのであります。このことから、六三制校舎の最大限度達か、最小必要限度にまで充実にすることの必要から、災害復旧に關しても先づ政府の所信を質したのであります。尙この外に学校を風紀の紊亂する虞のある状況から護ること、即ちその具体的な重要事項の一つとして、青少年の風紀類を招来し、延いてはその犯罪さへも、もたらすような施設の排除が徹底的に行なわれなければならぬと思ふのであります。

最近における事例としては、東京都内の或る地区において、小学校と極めて近接した所へ風紀を紊す虞のある業態を開始するであろうことが極めて明白である集団建築、並びに風俗に關する営業を正式に許可されたことでもあります。この集団建築の所在地は、大体住宅地区と申すべき場所でありまして、近距離の地域に十数の学校が存在してゐるのであります。地元住民の猛烈なる反對と正しき輿論の支持とによつて漸く解決したとよくありますが、これは建築又は営業所の許可に當つても、單に法規に違反しないからという、法規の形式的解釈と、その運用の不適正とが、直接的には右のような問題を起す基となつております。更に根本に遡つて、政府の施策全般がかくのごとき問題について各省間の連絡調整がとれておらないこと、各機關が別々の機能を果して事足りてゐること、当路者が常に法規という狭い枠の中に閉じこもつて自己の責任を免かれんとし、広い視野と高い識見に立つて正当なる判断を下す訓練に欠けてゐることに基因すると申さねばなりません。(「そうだ」)

い輿論が騒動することによつて、かようなことの起らぬようになるし、又しなければならぬことは、私もこの点は了解するのでありますが、同時に政府はその施策の中において、青少年の犯罪の増加が著しいこと、而も猥褻罪の多いこと、なかんずく十四歳未満の児童がその多数を占めていることに思ひをいたし、その根源を断つ方策、特に教育の場を風紀紊乱から守ることの施策を真剣に考慮される必要があるのではないかと。講和近しの朗報を聞き、講和の問題のあり方或いは希望については論議せられましたが、民主国家として文化国家として国際復帰すべきの受入態勢に対して重要な文教問題が、総理の信念にも拘わらず全体の施策に現れないことは、文教に非常なる関心を持つ私の遺憾とする点であります。(その通りと呼ぶ者あり)

以上の点について総理初め、先程申しました関係関係の懇切なる誠意ある御答弁を得たいと思つたのであります。(拍手)

〔国務大臣吉田茂君登壇、拍手〕
○国務大臣(吉田茂君) お答えをいたします。

文教の重要性については、内閣、政府において特に重要に考へて、いろいろ予算その他に基き制限せられておる財政であるにも拘わらず、又緊縮を主としておる財政状態にも拘わらず、文教に關しては成るべく予算の許す限り支出したいと考へて、相当努力いたしましたのであります。詳細の点については當局大臣からお話がありましようが、政府として文教に最も重要性を認めておることは勿論であります。同時に予算の裏付けについても十分努力したが、今日においてこれが最大限であつて、決してなおざりにいたしておるのではないということを御承知を願ひたい。(答弁が足りない)と呼ぶ者あり、拍手)

り支出したいと考へて、相当努力いたしましたのであります。詳細の点については當局大臣からお話がありましようが、政府として文教に最も重要性を認めておることは勿論であります。同時に予算の裏付けについても十分努力したが、今日においてこれが最大限であつて、決してなおざりにいたしておるのではないということを御承知を願ひたい。(答弁が足りない)と呼ぶ者あり、拍手)

〔国務大臣天野貞祐君登壇、拍手〕
○国務大臣(天野貞祐君) 堀越議員のおつしやることは私は一々御同感でございます。自分が無力にして、絶えず起つて来る問題に追ひかけられて、十分そういう点にまだ力をいたしてないという点を誠に申訳なく思つたのでございます。ただこの災害復旧も不十分でございます。これは本年度のものは必ず本年度で解決するということに從來なつておりませんから、場合によつては来年度に亘つてもこれは十分復旧したい考へであります。

それから青少年の問題につきましても、実はこれは憂うべきことだと思ひます。いろいろの方面にその原因がありますので、例えば青少年が自分はこの国の者だかさつぱり自覚もない。又社会においてあらゆる投機的なものが行われ、又風俗の点においても、非常に淫靡なものが、社会に幾らでもそこらに転がっているというようなこ

とから、おのずから青少年が腐敗するとか、罪を犯すようになるとかいうことが起つて来るのでございまして、そういう点は実に残念なことと思つております。私も今後関係の諸閣僚ともよくそういう点について御相談をいたしまして、十分その点を改めて行きたいと思つております。差当つての問題としては、文教地区の設定ということによつて対処したい。併し文教地区以外の所における小学校、中学校等の環境については、場合によつては、やはり現行法の改正ということによらなければならぬかと思ひますが、そういう点についても十分今後努力いたして行きたいという考へでございます。(拍手)

〔国務大臣池田勇人君登壇、拍手〕
○国務大臣(池田勇人君) 教育の問題につきましても、総理がたび／＼申しとおられますように、我々としても最も力を入れておるのであります。補正予算についてそれが現れないというお話でございますが、補正予算には実は現われておりません。これは補正予算の性質上、教育問題を出しておらんのので、来年度の予算におきましては画期的な教育予算の増額を図つておるのであります。小学校職員の再教育の問題とか、或いは育英資金の増額だとか、或いは私立学校の復旧に對しまする特別の措置、又義務教育につきましても、まあこれは極くささやかでございますが、

ざいですが、将来に向つては教科書を全部組んで行こう、初年度からは一年生だけにしておきますが、今まで大いに議論になりましたことは、殆んど全部来年度は入れる考へで進んでおるのであります。従ひまして今年度の補正予算におきましても、例えば平衡交付金につきましては、小学校の職員の給与をどうするかという問題があつたのであります。私は当初、昨年末の一人三千円の分が七億二千七百万円になつておりますが、これは、やはり二十四年度までは平衡交付金でなしに半分国庫負担ということになつておつたのだから、それを補正予算で組むつもりでおりました。又一月から三月までの小学校教員のベース・アップ、全部ベース・アップによりまして九億円も考へておつたのであります。然るところ、関係方面との折衝に當りまして、平衡交付金というものの性質は御存じのようにそういうふうなものでございませぬ。大蔵大臣が義務教育の職員の給与を上げるために平衡交付金を増額いたしましたけれども、これは地方財政委員会の方で法制上決めることになつておりまして、私はそういうふうなつもりを含めまして三十五億四増額いたしましたのであります。これを強制的にわけに行かないのであります。地方財政委員会でお考えを願ふことと思つたのであります。

に、本年度の予備費並びに補正予算、又来年度の公共事業費等により、ジーン台風その他によりまする災害の復旧はいたす計画で進んでおるのでございます。(拍手)

〔国務大臣増田甲子七君登壇、拍手〕
○国務大臣(増田甲子七君) 堀越さんにお答え申し上げます。風教、道徳の維持向上について極めて御熱心なる御意見を承りまして、そのうちの私に關する部分、即ち一定の地域におけるいわゆる飲樂街等の設置は面白くないのではないかと御意見に對しましては、私は全然同感でございます。元來法規の不十分であつた時代でも、かかる建築物乃至飲樂街の出現は望ましくないのである見地から、法規を離れて常識的な見地から処理するように、それ／＼の地方公共団体にも申入れをいたした次第でございます。それに基いて東京都においては着々処理をいたしてまいりましたが、御指摘のうち、本門寺等は既存法規によつても取締り得る次第でございます。住居地域でない部分について法規上の欠陥がございまして、これは道徳上の見地或いは常識上の見地から望ましくないという態度をとつておりまして、法規を以て強制することだけは今までのところできなかつたのでございます。然るところ先だつて皆さんの議決にかかる建築基準法が十一月二十三日から施行されることに相成

が、今文部大臣の言われましたよう

(拍手)

りまして、住居地域でない地域でございまして、学校等がございまして、風教道徳上の見地から面白くないことと思われる地域に對しましては、建設大臣が文教地区を指定することができま

〇議長(佐藤尚武君) 岡野國務大臣の答弁は後刻まで留保されました。議事の都合により午後一時半まで休憩いたします。

午後零時十四分休憩

午後二時七分開議

〇議長(佐藤尚武君) 休憩前に引続き、これより會議を開きます。

この際、お諮りしたいことがございまして、議院運営委員長左藤義詮君から委員長の辞任したい旨の申出がございました。これを許可することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

〇議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。よつて本件は許可することに決しました。

用いたしまして、関係関係、地方公共団体と協力して、御希望に副いたいと思つておりますから、将来必ず御期待に副い得ると私は確信いたしております。(拍手)

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

〔國務大臣黒川武雄君登壇、拍手〕

〇議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。

〇議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。よつて議長は議院運営委員長に山田佐一君を指名いたします。(拍

手)

〇議長(佐藤尚武君) 深川タマエ君。〔深川タマエ君登壇、拍手〕

〇議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。よつて議長は議院運営委員長に山田佐一君を指名いたします。(拍

手)

〇議長(佐藤尚武君) 深川タマエ君。〔深川タマエ君登壇、拍手〕

〇議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。よつて議長は議院運営委員長に山田佐一君を指名いたします。(拍

手)

〇議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。よつて議長は議院運営委員長に山田佐一君を指名いたします。(拍

手)

〇議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。よつて議長は議院運営委員長に山田佐一君を指名いたします。(拍

手)

〇議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。よつて議長は議院運営委員長に山田佐一君を指名いたします。(拍

手)

〇議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。よつて議長は議院運営委員長に山田佐一君を指名いたします。(拍

手)

〇議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。よつて議長は議院運営委員長に山田佐一君を指名いたします。(拍

手)

て、あらゆる機会を選んで、最も熱心に相手国の認識を深めるべく発言することが最も大切であつて、これが日本のためにも、世界のためにもよいことだと考えますが、総理大臣は、このことにつきまして如何お考えなさいませうか。

第二番目は大蔵大臣に對しまして、財政問題についてお尋ね申上げたいと存じます。日本のインフレーションを貿易インフレと診断されましたドッジ氏の指導の下に、ここ二、三年間日本はできるだけ國民の手持の購買力を吸い上げられたに、必要以上に重い税金がか付けられました。そのために政府の手許では若干の資本は蓄積されましたけれども、何分そこに強制的でありましたために二つの大きな無理が介在いたしておりました。その一つは、ややともいたしまして企業家の手許に資金が枯渇いたしましたので、尊い生産が阻害されようという傾向でありました。更に他の一つは、別に贅沢をしいた階級ではござい

ませんが、別に贅沢をしいた階級ではございませぬのに、強制的に重い税金で購買力が吸い上げられたために、否応なく生活程度を下げなければならぬという無理があつたわけでありました。併しながら日本のインフレが相当根強いものでありましたために、これを克服いたしましたために、一時的には止むを得ない処置であつたかも知れませんが、只今はよほどその点緩和されたいと存じます。世界情勢は変化いたしましたので、朝鮮動乱以来、世界の軍拡の波に乗りまして日本の経済は特需景氣に向かうといつておられます。この時期にありましては、むしろ従来のように無理にも税金で企業家の手許から資金を吸い上げ過ぎるということよりも、

成るべく潤沢なる資金を手許に残して置いて、できるだけ生産増強と輸出貿易に専念させるほうが、却つて日本経済復興には早途であると考えます。にもかかわらず、このたびの補正予算に當りましては、政府は相変らず外國為替資金に對して百億圓、更に食糧管理特別會計に百二十七億圓、更に不思議に思ひますことは、朝鮮動乱以来、日本の内地の占領軍の数は減つておるわけでありまして、更に警察予備隊は別途の予算で成立されておりますために、終戦処理費は当然減額されなければならぬものと想像いたしておられますにもかかわらず、今回の補正予算では更に九十三億圓増額されておることになります。かように多額な資金が強制的に吸い上げられます関係上、企業家は再びひどい資金難に陥つて、折角日本に経済自立の絶好のチャンスがめぐつて来ておるにもかかわらず、十分この時期を利用いたしまして生産増強に努力いたして、復興することができないようなことになることを惧れるものであります。これに對しまして大蔵大臣は如何お考えでございませうか。

更に國民生活であります。今の國民はこれ以上無理な税金をかけて生活程度を下げられるよりも、成るべくこの程度に止めて貰つて、自発的に資本蓄積をされてくれるような政策に変えて貰いたいという希望を持つていたにもかかわらず、今回の補正予算を拜見いたしますと、國民生活は従前よりもつとこの水準を下げなければならぬようにできておることでありまして、補正予算で六十三億圓、来年度におきてまして七百億圓減税されると言われており、これは國民生活を安定

さすためだと言われておりますけれども、その実は朝鮮動乱以来、日本の物価は上つております。過重な地方税に於いて、来年一月米が値上りをいたす予定になつておりますので、それらを総合いたしますと、来年一月早々、国民生活は従前に比へまして一七〇の増加と言われております。七百億円減税になりまして、四〇の生活費は下りましますものの、差引いた結果は、従前より一三〇だけは国民生活の引上げになりまして、それだけ国民生活の水準が下るといふ結果になりますので、これ以上重い税金をおかけにならないような方策を講じて頂きたいと考へるものであります。これに対する大蔵大臣の御所見が伺いたいと存じます。

更にその次は来年中頃援助資金が打ち切れますので、否応なしに自立経済の構想を練らなければならぬ段階に立ち至つておられるにもかかわらず、今回の補正予算を拜見いたしますと、果して政府はどの程度それに対して決意を持つておられるか、その跡が窺いにくいくところでありまして、何分日本が経済自立をいたしたためには、少くとも千二百萬石に近い主食の増産の計画を立てられなければなりません。この今回の補正予算でも農業対策に見るべきものがございまして、更に日本経済復興につきましても、その根幹を成す電力の問題をお急ぎになつておりますが、政府の失政と相待ちまして、資金その他の關係上、私は間に合ふと思ひません。鉄鋼、石炭も似た状態にあります。更に千二百億円の援助資金が打ち切になります、当然これに代る民間資金が蓄積されなければなりません、政府は国民が喜んで容易に資本蓄

積できる方策を講じておるものとは考へられませんか。著しい例は、無記名貯金の禁止及び貯金の名寄せ、こういうものは税金と關係がございまして、国民は貯蓄意欲がますます減少いたす姿になつておりますが、こういうものも入れまして、今後国民が自発的に喜んで資本蓄積できやうな方法策を、どういふやうな方法で講じておられるかにつきまして、更に大蔵大臣に伺ふ次第であります。

それから二十五年度におきましては、国税並に地方税におきまして予定の額が取り立てられないのがあるが、恐らく滞納者が殖えるという予想でございしやうが、その點には政府は一体どうなさるおつもりでございましてやう。今更のごとく地方税の膨大さに驚くわけでありまして、とき／＼の新聞に、国民が憂わしうな顔をして区役所や税務署に押しかけて、帳簿を見ておる姿を見るにつけても、予想しなかつたことではなかつたけれども、今更のごとく誠に相済みません、胸の締めつけられる思いがいたして、面を伏せておるのは私一人だけではないと存じますが、当然この年度末になりまして、重い税金を納められない人になりまして、差押えの手が打たれると思ひますが、差押えについて一考をいたして貰いたいことは、私この夏滞納のために差押えられて、競売に付せられておる場面を見学いたしました、このあたりは多少無理が行はれておるようには思ひます。明治時代以来あつたのではないかと思われるやうな煤けた粗末な柱時計や、毀れた、文政時代からあつたやうな粗末な簞笥、それから綿の出ている蒲団、小さいまるい椅子や粗末な秤

等が沢山差押えられておりますが、国民の怨みと血涙が滲み込んでおるやうな不気味な感じがいたしました。ずい／＼考へて滞納する人であるならば、それも当然な措置でありましてやうが、担税力以上の重い税金をかけて、納められなからというので差押えて、かような措置に出るおつもりになりまして、悪徳の高利貸が病人の敷布団を引拂つておる姿と大した變つたことがないものであつて、国民の生命財産を守ることを第一の使命と考えていなければならぬ。管の政治家が、その舵を誤りまして恐るべき暴徒になつて、国民の首に縄をかけつつある著しい現象ではなからうかと存じますので、(拍手)特にその点大蔵大臣の御考慮を煩

したいところでありますが、早速地方税に對しましては、大額の減税の法案が提出されなければならぬと思ふ次第でありますので、この点についてお尋ねいたしますのであります。地方税の減額につきましても思ひ当りますことは、最近地方税の増額の原因は、陳情その他で地方のお役人の中央への出張旅費及び中央のお役人さんの視察に對する宴会等々、誠に無駄な失費が重なつておるやうでございまして、これに對しましては請願は一切文書によることといたして、政府は嚴重に守つていられるかどうか。これに關連いたしまして、誠に不可思議に存じますことは、地方で大水が出たからといつて、或いは県庁が焼けたからといつて、その都度地方のお役人さんが十人どころか何十人も團體を組んで入れ代り立ち代り東京へ参りますたびに、私達国会議員がお供をさせられて、官庁へ頭を下げて廻らされる、どうも官僚機構の前に、政治の審

議權を持つてゐる国会議員が頭を下げなければならぬ珍現象を呈してありますが、これは終戦以後の日本の予算が修正できないところに原因があると思ひます。予算はその名の通り予算審議を終つたならば赤鉛筆で殆んど書き直されて然るべきだと存じますのに、それができないところに無理がある。予算として国会に出たならば、丁度大きい金庫に錠が下つたやうな恰好になりますので、官僚の手許で切替りしてゐるところを狙われるのだからと存じますが、將來は予算修正に當りましては、大いに審議權を高調しなければならぬといふところだろうと存じております。

更に税制と關係いたしまして、今回公務員の給与が引上げになりましたが、これと關連いたして判検事の給与は案外上つていない。そのために希望者が少く欠員をして、さなきだに事件が山積しておりますので、誠に裁判官は進捗いたしませんので、国民が迷惑いたしておりますから、判検事の給与を引上げてもう少し増員して、もつと裁判の進捗を図つて貰いたいことが一つ、近頃集団犯罪が多くて誠に警察官吏の身の上が危険に瀕しております。どうぞ後顧の憂いなくして思ひ切つて治安に當つて頂きますためには、警察官吏の危険手当に對して法務總裁の格別なる御考慮が煩しいところでありますので、御質問申し上げます。

それからその次は、道義の点についてお尋ね申し上げます。日本の今日の文化はすでに反省しなければならぬ時期に達したと思ひます。日本は戦争に負けた経験がございまして、疑いを持つやうになつたことだけでも進歩だらうと存じます。

終戦後は比較的敗戦負けをいたしておる形でございます。日本のものは何でも悪いと言われますので、何でもかんでも悪くて、良いものはさつぱりないかのとき国民は懷疑に陥るやうにいたしておりますけれども、案外日本は外來思想に對する理解が浅くて、消化不良な、誤解の点があるように思ひますので、この際大いに整理をする必要があると存じます。その代表的なものを私は教育問題に拾ひたいと存じます。日本は敗戦後國家思想が御破算になりまして、これに代るべき徳育の規準がはつきりいたしてありません。従いまして青少年は心のよりどころを失ひまして、或る者は左傾し、或る者はアブレゲールにその日を暮らす人が殖えて参ります。同じ理想であり目的でありまして、その場所と事情によりましては當てはまらないものがございまして。欧米におきましてはクリスチャンの國でありますので、日曜日に教會で子供が徳育されますが、日本ではそういう習慣のないところに特に文部大臣の御考慮を煩さなければなりません。日本の學校におきましては早く徳育の規準を設けて再教育しなければならぬのと同時に、社會において極力子供の成長に差支ないやうに、健全なる第二國民を養成するに差支ないやうに、社會環境の整理が大切だと存じます。近頃十八歳から二十一歳ぐらいの子供が兇惡犯罪をいたしますにつけても、漸く世人はあの世代の子供には何か共通した欠陥があるのではないかと疑いを持ち始めました。疑いは一切の発見の元であるといふ諺がございまして、疑いを持つやうになつたことだけでも進歩だらうと存じます。

今こそこのチャンスをとらえて、徹頭徹尾その欠陥の所在を突きとめまして、禍根を残さないように改めなければならぬと存じますが、それにつけても去る十月二十日頃読売新聞社の盛美記者によりまして「はたちの倫理」というのが取扱われております。私はあれに對して非常に敬意を表してあります。青少年の不良化の原因がどこにあるかというのを徹頭徹尾追求しようとする態度でありまして、新聞が社会を指導しようとする熱心な現われであつて、誠によいことであると思つておりますが、あれの中に於いて子供は、何がよいかが悪いことであるかにつきまして、もう少し早く教えて呉れていたら、こういうことにならなかつたと告白しておることは、正にこの頃の学校の德育の欠陥を物語つてのであらうと存じますが、社会環境の整理に當つて第一に挙げなくてはならないことは、この頃の日本の一部の人の性道徳の頹廢であります。これは特に今の自由党に十分責任を感じて貰わなければならないことは、日本の社会におきましては先づ行爲が平氣で行われておるということでありまして、私達の妹や娘である年頃の人、やはりこれは青少年の部類に属する人でありまして、夜ともなれば日本の大都市では、所かまわず吉原が街頭に進出したような恰好で売淫行爲が展開されております。この臨時議會の前に外國の新開社から、今度臨時議會が開かれたら日本では人身売買のことを大きく取上げて貰いたいという注文が寄せられておることは、誠に不名誉な話であります。どうぞ總理大臣も、労働大臣も、

厚生大臣も、法務總裁も、丁度特需景氣に向つておりますし、紡績業は来年は八百万錠に施設が増大されますので、もう少しダンピングの虞れのないように紡績女工の給料でも引上げて、家もなければ、職業もない彼女達を就業させて正しく生きるように指導を願わなければならないと存じます。こういうことが青少年をして早熟にさせ、罪の藩には男があり女があるという恰好になりまして、判断力の弱いばかりに誠に深みに陥つておると思ひますので、次代を背負う青少年のために大人が率先してこういう問題の取締に当らなければならないと考えております。環境の整理に當りまして、一つ通産大臣の御考慮を煩ひたいことは競輪問題です。いろいろ新財源としてお困りではございまして、日本の復興のすべてに先立つものは、国民精神の復興であるということを強く御記憶願ひたい。資本蓄積の大切なとき、生産意欲を減退させて、犯罪の温床となることは、たとえ新財源としてプラスになりまして、國家の再建の上に大いまいナスになるということを通産大臣は責任を背負つて貰いたいと存じますので、成るべく早い時期にそういう問題は是して貰いたい。百円ぐらいで勝負が出来ますので、小学校の子供が學校を休んで競輪に耽る。当然競輪の結果として儲ける人は質屋さんばかりということではございまして、是非一つ全國の婦人団体からも強硬な反對の手紙も寄せられておることを御考慮を煩ひたいと存じます。

尙日本の國は自主權の回復を主張いたしますが、その前に只今許される範

園におきましてのもつと自治の能力を發揮しなくちやならないと考へます。例へば上野の地下道の住民たちに対しまして、終戦後五年でありまして、社会連帶思想から考へまして、弱者を助けるというような面から考へまして、あれはあのままで放任いたして置くことは誠に政治に甲斐性のない証拠でありまして、これ又自由党政府において責任を背負つて貰わなければならないところだらうと存じますので、あつた問題、この頃は上野の地下道を掘り出されて、表で四千人が臭氣を放つた場所を寝ておるそうではございまして、努力しても努力してもできない階層に對しまして助けることは、資本主義の社会で行われなければならない点でありますので、十分社会政策の点で御考慮を煩ひたいと存じます。更に未亡人や傷痍者、それから貧乏人、病人に對する社会保障制度がどの程度今明年度において實現するか、厚生大臣にお伺ひいたすところであります。産兒制限の戸がやかましうなりまして、恐らく素人のお医者さんでもするのかわれませんが、避妊法が非常に婦人の健康を害しておりますのであります。この点一つ、避妊をさせなされなければならないと思ひます。

いろいろ申し上げたいことが多々ございしますが、時間に制限がございしますので、このあたりで止めますが、どうぞいづれも國民の聞きたいところでございしますので、所管大臣からは御懇切な御答弁が頂きたいと存じます。御靜聴有難う存じました。(拍手)

○國務大臣吉田茂君登壇、拍手)
○國務大臣(吉田茂君) お答えをいた

します。講和に關する日本國民の意見を率直に表明するようにということでありまして、これは阿本議員に對して私がはつきり昨日も申述べて置いたのであります。講和に關する國民の輿論を察して政府はその善処をするとのためには、自由に率直に國民の講和に關する言論を發表して貰いたいと私はつきり申し上げ置きましたから、それで御了承を願ひたいと思ひます。

その他の問題については、所管大臣からお答えします。(拍手)
○國務大臣(池田勇人君) お答え申し上げます。事業家、企業家の資金を吸収し過ぎて産業資金が足りなくなるのではないかとこの御質問でございします。が、今年度の減税によりまして、法人税その他は非常に減額されたのであります。尙資産再評価によりまして、償却も十分見ることになりました。關係上、企業家におきまして資本の蓄積は相當見るべきものがあると考えております次第であります。尙法人税につきまして、法人税が予算よりも減りましたことは、意外に所得が、利益が多くなつて来たことであるのであります。税法といたしましては、超過所得の所得税の撤廃等非常な軽減を図つておりまして、事業資金は相當会社に蓄積されるものと考えております。

次に歳出の面で終戦処理費が九十億殖えたというお話でございしますが、終戦処理費は殖えておりません。人件費で九百万円は雑件で補正いたしております。九十二億殖えたのは、終戦処理から肩代りして國の歳入が殖えたのであります。従来終戦処理費から、予算では四十五億程度の収入を見

込んでおつたのであります。朝鮮關係に關しまして一応終戦処理費を立替えて、そうしてやつておるのであります。これはドル資金として向うから返して貰つて終戦処理費収入となつて参ります。従ひまして当初の四十五億円の分が九十二億円になつたのは、終戦処理費からの収入が殖えたのであります。歳出が殖えたのではございしません。尙それでは終戦処理費が非常に減るじやないかというお話でございします。大体これは今予算通りに行くのじやないか。ただ向うへ、朝鮮へ出掛けておられる方々がいつ歸るか存じませんので、受入態勢も整えて置かなければなりません。先程申し上げましたように、これを終戦処理費で立替えて、そうして別の収入になつて来ることを考へますと、終戦処理費は予算よりも減つたことに相成るのであります。

尙明年度は米価の引上げ、物価の引上等で國民の生活は下がるというお話でございしますが、私は決して下がらない。米価の生計費に及ぼします影響は、いわゆる標準世帯で、四・七人の家庭で月一万二千円の収入の方であつたならば、米価の引上げによる生計費の増は一・五%、而してその家庭におきまして所得税並びに酒税、物品税の軽減によりまして三・数%、結局二%だけは實質生計が向上するのであります。物価が上つたら困るじやないかと、この問題であります。これは資金も大体上昇の傾向を占めておる。殊に公務員につきましては、平均千円の給與の引上げをやりまして、生計は楽になるともきつくはならんと思へております。若しそういうことがある

ならば重大なことでありますので、政府はそのときになつたら善処いたします。私は今の見通しでは、生活は楽になると確信を持っております。

次に、対日援助見返資金が、来年の七月から、即ち一九五一年乃至五年のアメリカの予算から落ちるといふことがあります。新聞には伝えられておりますが、私はそう考へてはおりません。まだ續けて頂きたいと思つております。若しそれがなくなつたときには適當な措置は講ずる用意はいたしてあります。若し我々といふことは、尙対日援助を續けて頂きたいという前提の下に行つておるのであります。

次に、資本の蓄積の必要なことは御説の通りであります。財政演説にも申述べておりますように、預金利子の引上げとか、或いは証券市場の育成その他あらゆる施策を講じ、片一方では減税をいたしますと同時に、片一方では国民に消費の節約をして頂いて、そして少く資本をできるだけ早い期間に蓄積したいというのが、我々の財政金融の基本方針であるのであります。

尙税金の滞納につきましてもいろいろなお話がございますが、我々としては、できるだけ正確な課税をいたしまして、そして課税したものは是非とも納めて貰ふように、法の命ずるところによつてやつておるのであります。若し課税に無理があつたならば、これは早速申出でられて救済の方法をとる準備をいたしておるのであります。だから若し課税が無理であるとか、取り方が法規に違反しておるといふことがあれば、いつでも直すに吝かではございません。(拍手)

〔國務大臣大橋武夫君登壇〕

官報号外

昭和二十五年十一月三十日

参議院會議録第六号

國務大臣の演説に關する件(第三目)

〔國務大臣(大橋武夫君) 只今裁判の促進につきまして、判檢事の待遇改善問題について言及せられたのござい

ます。が、訴訟法規の改善及び関係公務員の給与の改善といふことが、審理の促進上大切である考へておりますので、政府といたしましては、これに關する必要な法律案をこの国会に提案いたしたいと思つております。

次に警察官に關する危険手当の問題でございますが、警察官につきましては、危険手当の給與を行ふかどうかといふことは、これは給與体系に關する問題でございます。現行の制度といたしましては、警察官のために独立した危険手当といふものを制度として設けるという方法をとらずに、一般公務員に比して若干高い本俸を給するといふ給與の立て方をいたしておるのでございます。將來におきましては、他の公務員との關係その他十分に考慮いたしまして、検討の上警察官に關する適切な給與を實施いたすために善処いたしたいと、かように存じております。(拍手)

〔國務大臣天野貞祐君登壇、拍手〕
〔國務大臣(天野貞祐君) 只今申された道徳教育に關するお考へは、私も全く同意でございます。でありますから学校教育の方面にも十分な考慮をいたし、又社会教育についても考へ、両方の協力によつて何とかこれを改善いたして行きたいと考へております。これは極く細かなことでございますが、最近文部省の社会教育審議会から「男女交際と礼儀」といふようなパンフレットを出しましたのも、そういう意図からいたしたことでございます。尙十分徹底といふことについては努力をいたしたい考へてございます。(拍手)

〔國務大臣(保田清君) 婦人の就職の問題につきましては、この六月頃からずつと男子の就職と同様に非常な改善されて参つておまして、九月の統計では、職業安定所で取扱ひましただけで四万八千からの就職者を出しております。御指摘のやうな方々につきましても、正業に就きたいという希望を持つて職業安定所においで頂くならば十分御婦人の適職をお探して御斡旋することに努めたいと存じております。〕

〔國務大臣(保田清君) 深川議員にお答へいたします。第一に荒淫禁止の問題でございますが、これはその関連するところが非常に広汎な問題でございます。單に性病予防等の観点からのみでなく、國民道徳、國民經濟生活の根柢に關つて考慮せらるべきものであります。現在地方公共団体の中には荒淫禁止條例を制定しているものもありますが、この問題は主として國民道徳の領域に關するものとして國民各自の道徳的判斷に待つべきものであり、法律を以て端的に禁止することは不適当ではないかと考へられるのでございます。現在厚生省といたしましては、荒淫から生じますところの悪疾の蔓延につきましては、その予防治療の徹底を圖つておりますし、又生活保護法その他各種の社会施策によりまして、貧困からの荒淫に陥ることを防止しつつあるものであります。社会風俗の振興と社会施策の徹底によりまして、今後ともこれら忌むしい問題を解消することに努めたいと存するのでございます。

〔國務大臣(保田清君) 深川議員にお答へいたします。第一に荒淫禁止の問題でございますが、これはその関連するところが非常に広汎な問題でございます。單に性病予防等の観点からのみでなく、國民道徳、國民經濟生活の根柢に關つて考慮せらるべきものであります。現在地方公共団体の中には荒淫禁止條例を制定しているものもありますが、この問題は主として國民道徳の領域に關するものとして國民各自の道徳的判斷に待つべきものであり、法律を以て端的に禁止することは不適当ではないかと考へられるのでございます。現在厚生省といたしましては、荒淫から生じますところの悪疾の蔓延につきましては、その予防治療の徹底を圖つておりますし、又生活保護法その他各種の社会施策によりまして、貧困からの荒淫に陥ることを防止しつつあるものであります。社会風俗の振興と社会施策の徹底によりまして、今後ともこれら忌むしい問題を解消することに努めたいと存するのでございます。

〔國務大臣(保田清君) 深川議員にお答へいたします。第一に荒淫禁止の問題でございますが、これはその関連するところが非常に広汎な問題でございます。單に性病予防等の観点からのみでなく、國民道徳、國民經濟生活の根柢に關つて考慮せらるべきものであります。現在地方公共団体の中には荒淫禁止條例を制定しているものもありますが、この問題は主として國民道徳の領域に關するものとして國民各自の道徳的判斷に待つべきものであり、法律を以て端的に禁止することは不適当ではないかと考へられるのでございます。現在厚生省といたしましては、荒淫から生じますところの悪疾の蔓延につきましては、その予防治療の徹底を圖つておりますし、又生活保護法その他各種の社会施策によりまして、貧困からの荒淫に陥ることを防止しつつあるものであります。社会風俗の振興と社会施策の徹底によりまして、今後ともこれら忌むしい問題を解消することに努めたいと存するのでございます。

〔國務大臣(保田清君) 深川議員にお答へいたします。第一に荒淫禁止の問題でございますが、これはその関連するところが非常に広汎な問題でございます。單に性病予防等の観点からのみでなく、國民道徳、國民經濟生活の根柢に關つて考慮せらるべきものであります。現在地方公共団体の中には荒淫禁止條例を制定しているものもありますが、この問題は主として國民道徳の領域に關するものとして國民各自の道徳的判斷に待つべきものであり、法律を以て端的に禁止することは不適当ではないかと考へられるのでございます。現在厚生省といたしましては、荒淫から生じますところの悪疾の蔓延につきましては、その予防治療の徹底を圖つておりますし、又生活保護法その他各種の社会施策によりまして、貧困からの荒淫に陥ることを防止しつつあるものであります。社会風俗の振興と社会施策の徹底によりまして、今後ともこれら忌むしい問題を解消することに努めたいと存するのでございます。

第二は、社会保障制度に關連して、生活困窮者、傷病者、未亡人等に対する施策が、今年年度においてどの程度に積極的に実施せられるかという御質問であります。御承知のように今回政府が受けました社会保障制度に關する審議会からの報告の内容といたしましては、社会保険制度の強化と共に、各種社会福祉施策、国家扶助の徹底等が強く要請されてゐるのであります。

厚生省といたしましては、從來ともこれらの人々に対しまして積極的な各種の措置を実施して来たのであります。が、明年度におきましては、生活保護、身体障害者保護、母子対策等について一段の強化を図りますと共に、衛生面につきましては結核対策を大幅に推進する予定でございます。

第三の浮浪者に対しましては共同宿泊所設置であります。從來とも主要な道、府、県、市等に国庫補助を與へまして、そしてこの種施設の整備に努力して参つたのでございます。すでに相當数の施設ができてはおりますが、未だ十分とは申されないう状況でございますので、今後ともその増強に遺憾なきを期したいと存じます。

最後に御質問のありました妊娠中絶の件でございますが、先程河崎議員に對し御答弁いたしました通り、母体に対する悪影響を考へまして、今後できる限り健全な受胎調節の知識を普及指導することに極力努力したいと存じます。

右にお答へいたします。(拍手)
〔國務大臣(保田清君) 深川議員にお答へいたします。第一に荒淫禁止の問題でございますが、これはその関連するところが非常に広汎な問題でございます。單に性病予防等の観点からのみでなく、國民道徳、國民經濟生活の根柢に關つて考慮せらるべきものであります。現在地方公共団体の中には荒淫禁止條例を制定しているものもありますが、この問題は主として國民道徳の領域に關するものとして國民各自の道徳的判斷に待つべきものであり、法律を以て端的に禁止することは不適当ではないかと考へられるのでございます。現在厚生省といたしましては、荒淫から生じますところの悪疾の蔓延につきましては、その予防治療の徹底を圖つておりますし、又生活保護法その他各種の社会施策によりまして、貧困からの荒淫に陥ることを防止しつつあるものであります。社会風俗の振興と社会施策の徹底によりまして、今後ともこれら忌むしい問題を解消することに努めたいと存するのでございます。

競輪につきましては国会の御趣旨に従ひ処置したいと思ひます。現在の段階におきましては、監督を嚴重にいたしまして事故の起らぬようにしたいと思ひます。

〔鈴木清一君登壇、拍手〕
〔鈴木清一君 私は労働者農民党を代表いたしまして総理並びに關係大臣に少しく御質問申し上げたいと思ひます。財政的な問題につきましては特に我が党の木村君から質問されておりますが、大蔵大臣がお答へになりました中に、附に落ちない点もあつたから、その点はやはり昨日のお答への続きとして御質問申し上げることにいたします。

先ず第一に講和の問題につきまして御質問申し上げます。先賢の諸議員の方々が大局的な見地からはすでにいろいろと質問されておりますので、私は極く身近な例より見まして、何故現在の政府が殊更に全面講和を遂げるものという工合に決めて、國民が最も心配している、戦争の危機感と辛むところの單獨講和促進に、すべての施策、行政を進めておるかという点についてお尋ねしたいわけでありませう。

御承知のように、過日ロイター電が伝えておりますように、日本の政府は占領軍當局と或る協定を結ばんとしておる、その内容については御承知かも知れませんが、向後三十ヶ年間占領軍三ヶ師団の駐屯を継続して、更に現在の警察予備隊を三倍程度に増強する計画があるといふやうなことも含まれて、當時ロイター電は伝えたのであります。勿論こゝうした報道につきまして

は、いわゆる真偽は別といたしまして、全然虚構の報道であるとお客えにやらなければならぬかも知れませんが、併しなから小々な報道ではあります、こうした報道が何故出たかというところに重点を置かなければならぬのであります。その報道が出た数日後におきまして、自由党の現政府なり與党の幹部と目される人が、或る会合におきまして、警察予備隊三倍の増強を以て国連軍の警察指揮権の下に置かなければならぬということをし、たしか新聞で報道されておりました。相関連する報道と見ますれば、少くともここに政府の或る意図があるではないかということとさへ我々は感じられるのであります、この点につきましてお客えを願ひたいのであります。

御承知のように現下の國際情勢は非常に複雑微妙なものであります。人民民主主義國家、社会主義國家、それから資本主義國家の対立は、国連の中においてさへ非常な冷たい対立となつております。然るに現在の政府は、その対立せる一方の陣營に対してのみ何か積極的な支持を示すと同時に、すべての施策が、輸送方面につきましても、特需關係の輸送につきましても、特に積極的な支持を見るがごとき施策を行なつておるのであります。従つて私は真に日本國民の將來の安全な平和を願うとするならば、戦争に巻き込まれるがごとき危険性を持つところの早期單獨調和ということを経え、真にやはり国連憲章の下に全面調和を希望するところの自主的な態度が日本國民の姿であり、國民の声を代表するところの政府の努力でなければならぬと思つております。いわゆる我が党が掲げており

まするところの永世中立という言葉は、対立する二陣營の間に細い帯のごとく中道を辿つて行くというのではなくして、絶対戦争は反対である、そうして又戦争に不介入であるという立場を日本國民が自主的に実践において守り抜いて行かなければならぬという点に、永世中立の真髓があるというところを、この際申し上げたいのであります。次に御承知申し上げたいのは、七月二十八日でございますが、御承知のやうに従来の各産業部門に互ひまして、いわゆる政治的言葉でレッド・パージの問題であります。不当解雇が行われたのであります。その理由につきましまして、左の諸点についてちよつと伺ひたいと思つておるのであります。その理由の中に、共產主義者であるが故にという理由も聞いております。思想、信條の自由は、新憲法に從ひましてはつきり明文化されておる筈であります。問題は解釈の問題でないのであります。御承知のように、第一、共產党は合法政黨として置くべき理由があるが故にこゝに置いてあるものであります。従つて職場において黨員であるが故になぜ追放されなければならぬかというところが問題であります。御承知のやうに憲法の制定以来今日まで何ら支障なく勤務しておつた者が、今になつていけぬという理由は生れない筈であります。そして又、同調者という面の中に、組合の執行機關におきまして決定された決議を、組合の執行委員であるが故にこれは実施しなければならぬ、それが本當の民主的な機關を守るべき責任あるべき執行委員の態度であらねばならぬし、又こうした機關の民主的なあり方こそ労働組合の

本體であつて、先ずデモクラシーの確立な組合の執行機關の中からは、すでに政府自身が労働組合の健全な運動のための指針と言われておる筈であります。組合機關で決定された執行に對しまして、たゞ／＼積極的であつたという理由によつて、レッド・パージの名によつて同調者を排斥して行くということはどうした考え方からやられるのか、少くとも本當に健全な労働組合の運営というのを考えておられるのかといふことについて、私は疑義を持つのであります。前々国会におきまして、關係筋のサジェスジョンという言葉をしばしば法務總裁などから聞いたのであります。憲法はボツダム宣言によりまして起草され決定されたものであります。それが許しておる身分の保障、思想の自由、信條の自由につきましまして、現在我が國の最高法規になつておるものが占領政策の基本でもありと信するが故に、ボツダム宣言によつて起草された憲法を蹂躪するがごとき、いわゆる憲法に抵触するがごとき行為は、向今後ともとられるのかどうかを私は伺ひたいのであります。そして又こゝういふ大きな問題を議會に諮りもしないで、法文化もされず、政府の独断専行であります。而も民間におきましては経営者の自主性に任すといふことを労働大臣は言われておつたのであります。政府は責任を回避いたしまして、経営者の自主性に任していわゆるレッド・パージを実行したといふことであります。同調者をも選択したといふことであります。そういたしますと、このやうな大きな問題を解決するのに一経営者の自主性に任して、その経営者が基本のな

い、ただ具体的に現れた経営部内におきまする行動を真に考えずに、ただ端的に現れたものを取上げて経営者がその対象とするといふやうなことが起き得た場合に、どこで責任を負うのか、現在の政府の労働責任者より経営者の方が真に權利を持つておるのかといふこととさへ疑惑として我々は考えなければならぬのであります。例へば一例を挙げますと、某新聞社におきましては、御承知のように、たゞ／＼その解雇があつたときに、常日頃非常に勤勉であつたけれども、その日に限つて交渉のうちにたゞ／＼酒を何か飲んでおられた、ただそれだけの理由によつてその人に解雇を言い渡したといふこと、而もそれは経営者の自主性によつて言い渡したのだといふことをはつきり言つておられたといふことについては、こゝういふ例もあるのですから、どうかその点で今後につきまします例をいたしまして、労働大臣からもその点お客えを願ひたいと思つてあります。

いろ／＼申し上げたいが、少しく端折りまして、私はこゝで申し上げたいのは、よく政府が言うところの暴力云々の言葉であります。暴力の規定をどこで付けるかといふことがはつきり私はお聞きしたいのであります。なぜかと申しますと、我々の考え方から申しますれば、御承知のように法律によつて決定された仲裁裁定、それから又人事院の勧告、今回の電力再編成におけるところのボツダム政令の発令、このこととはむしろ大多数を擁するところの現在の政府が議會ファッショ的な方向に向ひつつあつて、何でも國會の審議権を拒否して、かくのごとき最も悪い

意味におけるところの暴力を振うといふことを我々は考えざるを得ないのであります。(その通り)と呼ぶ者あり、拍手)よく政府が言うところの街に起りまするところの暴力は、その原因を調査して頂ければ分りますやうに、先程の深川タマエ女史が言われたやうに、街におきまする税金苦のために起りまする少しのトラブル、そうしたトラブルのごときは、その意味から言うならば本當に小さな暴力であります。その暴力を本當に直さんとするならば、政府が挙つて國民に堪え得る政策を実施して、この重圧などところの税金苦のごときを排除する政策を行なつたならば、而も行うところの余地は十分ある、それを行なつたならば、私はこゝうしたものには善政によつて自然に消滅して行くのであります。併しなから國會内において法律を蹂躪して大多數の威力を以て國會ファッショをせんとする暴力は、真に國會議員自身が、政府自身が考え直さなければ直らない暴力である。例へて言へば、現在の政府が政權を授け出して總辭職をして、初めて國民に信を許してこそ直る暴力であつて、それでない限りは続く暴力であるだけに、私は悪い意味における暴力をみずから隠して、小さなトラブルを暴力と規定する政府の反省を求めたいのであります。第二次國鉄裁定の実施にいたしまして、今回のベイス・アップの問題にいたしまして、先ず給與ベイスについてお聞きしたいのでありますが、政府は二十五年年度予算において当初一ヶ月分の年末手当、千円のベイス・アップを発表しておりました。それにも拘わらず最近半ヶ月分の年末手当という法案を提出されております。

意味におけるところの暴力を振うといふことを我々は考えざるを得ないのであります。(その通り)と呼ぶ者あり、拍手)よく政府が言うところの街に起りますところの暴力は、その原因を調査して頂ければ分りますやうに、先程の深川タマエ女史が言われたやうに、街におきまする税金苦のために起りまする少しのトラブル、そうしたトラブルのごときは、その意味から言うならば本當に小さな暴力であります。その暴力を本當に直さんとするならば、政府が挙つて國民に堪え得る政策を実施して、この重圧などところの税金苦のごときを排除する政策を行なつたならば、而も行うところの余地は十分ある、それを行なつたならば、私はこゝうしたものには善政によつて自然に消滅して行くのであります。併しなから國會内において法律を蹂躪して大多數の威力を以て國會ファッショをせんとする暴力は、真に國會議員自身が、政府自身が考え直さなければ直らない暴力である。例へて言へば、現在の政府が政權を授け出して總辭職をして、初めて國民に信を許してこそ直る暴力であつて、それでない限りは続く暴力であるだけに、私は悪い意味における暴力をみずから隠して、小さなトラブルを暴力と規定する政府の反省を求めたいのであります。第二次國鉄裁定の実施にいたしまして、今回のベイス・アップの問題にいたしまして、先ず給與ベイスについてお聞きしたいのでありますが、政府は二十五年年度予算において当初一ヶ月分の年末手当、千円のベイス・アップを発表しておりました。それにも拘わらず最近半ヶ月分の年末手当という法案を提出されております。

そうして又国鉄の職員に對しましては、第二次裁定は、政府が負担されておるところの国鉄公社並びに政府が負担されておるところの立派な完全債務であります。この債務を履行するに當りまして、たゞ／＼慣例として行われておりましたところの官公吏に對しましては給與ベースと同様に扱つてこれを實施しようとしておる。いわゆる然る言葉で言ふ裁定と給與手当法とをすり換へようとしておる態度は我々誠に不可解であるのであります。はつきりここで私は運輸大臣にお尋ねして置きたいのは、裁定を完全に實施する氣があるかということ、それから又今政府がとりつゝある姿は、公務員の給與と公共企業体関係労働者の国鉄従事員の債務の履行とをはつきり區別して實施する氣があるのかないのか、この点をお答え願いたいと思つてあります。

給與ベースにつきまして、少しく木村君から質問されましたことについて、いま一度大蔵大臣にお答え願いたいのは、御承知のように今回の減税は米価引上げをカバーできるといふようなことを言われておつたようでありまして、朝鮮動乱後におきましてところの物価騰貴に對しまして、はつきりしたこれがカバーができるという根拠を示されておらないように聞いております。この点を御答弁願うことをお願いいたしまして、時間もございませんで、私はこれを以て質問いたします。(拍手)

〔國務大臣吉田茂君登壇、拍手〕
○國務大臣(吉田茂君) お答えをいたします。

全面講和、永世中立等の問題は、し

ば／＼私が、論じ盡しておりますからして、ここに繰返しません。又軍事秘密協定のことは昨日も出ましたが、明らかなにかのとき事実は全然無根の報道であることをはつきり申して置きます。又これを裏付けする新聞の記事云々というお話であります。新聞の記事に對しましては私は責任をとりません。警察予備隊を三倍にするといふ考へは手頭ないのであります。又警察予備隊を以て再軍備のためにする編成といふことは全然虚偽であります。(軍事故練をやつてゐるじやないか)と呼ぶ者あり) そういう考へは政府は持つていない。

〔國務大臣大橋武夫君登壇、拍手〕

○國務大臣(大橋武夫君) 只今鈴木君から共產主義者の追放に關してお尋ねがございましたが、この点は昨日羽生君の御質問に對しまして労働大臣よりお答え申上げた通りでございます。(拍手) もつと誠意を示せと呼ぶ者あり

〔國務大臣保利茂君登壇、拍手〕

○國務大臣(保利茂君) お答えいたします。レッド・パージの問題は、昨日羽生さんの御質問に對して詳細に申上げた通り、それについて御了承を頂きたいと思ひます。尚、御指摘のような行き過ぎ或いは便乗解雇等の事実がございませうれば、それについては中労委或いは地労委におきまして公正妥當な判断が下されるものと確信いたしております。

〔國務大臣池田勇人君登壇、拍手〕

○國務大臣(池田勇人君) 今回の財政並びに米価の措置につきまして、國民の生活が苦しくなるかどうかという問題につきましては、昨日お話し、又先

程もお答えした通りでございます。この長い目で見てどうなるかということを見て行かなければなりません。で、昨年の九月は、いわゆる消費者物価指数は一四〇であつたことは御承知でございます。今年の九月にそれは一三〇になつておるのであります。これだけ案になつたと言へます。又平均工場賃金は昨年九月八千九百円が又今年は九千五百四十円になつた。来年は先程申上げたように、所得税を大幅に減税する。酒税を引下げる。物品税を引下げる。その他減税をいたしまして、それが一般家庭に及ぼします。生計費が非常に少なくなつて来る。實質の収入が多くなつて来る。そして米の値上げ、小麦と大麦は値上げいたしません、米の値上げによりまして影響するところは極く少部分であるのであります。こういうことから考へますと、國民の生活は非常に向上して来るというところは、はつきり言えるのであります。(拍手)

〔國務大臣岡野清素君登壇、拍手〕

○國務大臣(岡野清素君) 河崎さんの御質問に御答弁申上げます。御質問の要旨は、兒童福祉費負担金を平衡交付金から移し、補助金にすべきではないかという御趣旨に承つております。兒童福祉費負担金は平衡交付金の創設に伴ひまして廃止されたのであります。これによつてお説のように補助金とするようにとの御要望もありませんが、先般地方行政調査委員會の國庫補助金の整理に關する報告が行われましたので、現在政府内部において具休案について研究中でありますから、お説の御趣旨を尊重し、よく検討したいと存じます。

〔片柳眞吉君登壇、拍手〕

○片柳眞吉君 私は録風会の所屬議員の一人といたしまして、食糧問題、特に最近問題になつておりますところの主要食糧の統制撤廃の問題につきまし

次に堀越議員の御質問にお答え申上げます。
お問ひの要旨は、地方財政平衡交付金の交付状況並びに地方税の徴収見込額の確保状況から、これらの不足は教育費の確保を困難ならしめると思ふが、これについてどうか、こういうような御質問でございます。教育費につきましては、従来義務教育國庫負担金等により措置して来たのでございますが、御承知の通り地方財政平衡交付金制度の創設に伴ひまして、地方財政平衡交付金及び地方税収入、即ち地方一般財源で賄われることになつております。地方財政委員會においては現在地方財政平衡交付金の交付事務の進捗に努力しております。各地方団体においても、改正地方税法が漸く軌道に乗り、その成果を挙げつつある次第でございます。地方税収入は地方税法の提出が遅れましたので、その徴収状況について危惧される向きもあるようでございますが、政府といたしましては、地方団体に對し地方税の適正にして完全な徴収を勧奨すると共に、地方財政平衡交付金の改正なり交付によりまして、御質問の教育費は十分確保できると存する次第でございます。

これを以て御答弁といたします。(拍手)

〔議長(佐藤尚武君) 運輸大臣は渉外關係のため出席ができませんので、後日出席の際答弁される趣きでございます。片柳眞吉君。〕

〔片柳眞吉君登壇、拍手〕

○片柳眞吉君 私は録風会の所屬議員の一人といたしまして、食糧問題、特に最近問題になつておりますところの主要食糧の統制撤廃の問題につきまし

て、總理その他所管大臣に對しまして質問をいたしたいと存するのであります。
先ず本論に入るに先立ちまして第一に質問したい事項は、これは実は昨日の本會議におきまして他の議員から質問された点であります。が、今回の國會にすでに提出された、或いは提出を予定されておりましたところの予算案並びに法律案を見ますに、我々が憲法第五十三條の規定に基づきまして要求いたしました農村対策を重点とする施策が殆んど考慮されてないこととあります。このことはすでに他の議員からも質問があつた点でありまして、これに對しまして農林大臣は、来年度の予算を見て呉れと、こういうような御答弁でありましたが、どうも私はまだ然らた得ないものであります。(その通り)と呼ぶ者あり、(拍手)

農村の事情が悪化したとしておりますことは私から詳細に説明するまでもないのであります。それは主管省たる農林省の農家経済調査だけを見ても余りに明瞭であるのであります。又、農村経済の中心をなすところの米価もまだ決定を見ないのであります。漸く本日總理官邸におきまして、米価審議會が開催をされておるのであります。昨年は九月二日にこの審議會が開催をされましたが、本年は殆んど米価が確定した上で審議會が開催されておるのであります。而も早稲米地帯の米の供出はすでに殆んど完了に近づいておるのであります。このように米の問題も非常に審議が遅れておるのであります。いろいろ政府からも御答弁がございましたが、私の見るところでは、どうも現政府が農村対策に對する認識、熱

意が足りないように断ぜざるを得ないのであります。(その通り)と呼ぶ者あり)これに對しまして總理大臣及び農林大臣の御所見を承わりたいのであります。

第二は、政府は主要食糧の統制撤廃を非常に急いでおるようであります。ただ当初の政府の計画は、丁度米朝せられたドッジ氏の公正賢明なる意見の結果、相当修正されたようでありまして、最近の情勢によりまして、米の価格は本年産の供出完了後自由販売にする、麦は明年産の供出完了後情勢に應じては自由販売にすることを考慮する、かように内定したようでありまして、從つてこの調子で行きますれば、米の問題は未だ確定は見えておりませんが、統制撤廃の時期も近きにありと見て差支えがないのであります。これは多年の自由党の公約から推して参りましたも当然の帰結と思つたのであります。昨日の答弁でも廣川農林大臣は、自由経済は我が党の大方針であるといふことを述べられておるのであります。ついでこの間までは食糧の一割増産運動を政府は呼号して、今は、今申上げましたような非常な急ピツチな統制撤廃論が出ておるのであります。私は勿論のこと、国民大多數がその精神に迷つておると私は見るのであります。そこで私が御質問いたしたい点は、朝鮮動乱を契機としての國際情勢の緊迫化、又我が日本の現在の国力から見て参りまして、かかる急ピツチな統制の撤廃が果して適當であるかの問題であるのであります。国内には食糧公団を通じての食糧の配給辭退が頻りに行われておる。或いは外貨資

金の蓄積は予定計画よりも非常に殖えておる。こういうところから統制撤廃可なりと、こういう結論が出るのであります。外貨は、昨日も大蔵大臣から御説明がございましたように、確かに最近非常に殖えておるのであります。予定の七億ドル弱が十一億ドルを越すだろうと大蔵大臣も言われておるのであります。併しこれは日本經濟の順調なる實力の回復ではないのであります。輸出が急激に増加いたしましたのは、朝鮮動亂の勃発或いは世界的な軍備擴張の影響が多分にあると思つておる。而も輸入は從來のように入らなは運ばないのではありません。輸入はむしろ困難な状況に入つておるのであります。この兩者が相打ちを呈して、外貨が或る程度蓄積された現象を呈しておるに過ぎないと思つたのであります。ガリオア資金の漸減しますことは、昨日の安本長官の御答弁によりまして明らかであるのであります。又、國際情勢の緊迫化しておりますこと、輸入物資の値上りを見るものとしなければならぬのであります。更に、私が検討すべき点と存じますのは、相當蓄積をされたと思つて、ひとしく外貨と申しまして、ポンドとドルは、現在では自由に流用使用し得ないのでありますから、外貨の總額が増したからと言つて、どの国からも勝手自由で食糧の買付けができるわけには行かないのであります。現に昨今のポンド貨の不足によりまして、ポンド地域からの食糧輸入が相當困難になつておるといふような状況を呈して

おるのであります。我が國は遺憾ながら敗戦の結果、朝鮮、台灣という食糧の二大基地を失ひまして、他面、人口は増加の一途を辿つておりますので、少くとも年間三百万トン以上の食糧は、どうしても輸入しなければならぬのであります。否、四百万トンの輸入を要する時期も遠くはないと私は見るのであります。統制を撤廃いたしましたし、国内食糧で足りない分は外国から入れることになりまして、この外国食糧を自由自在に幾らでも買付け得るということになればならないと思つておる。併しそれが先に申しましたような諸般の事情から、しかく簡単に輸入はできないと私は見るのであります。況んや國際情勢の動向を見るときは更にその感を深くするものであります。私は現在の統制方式が絶対よろしいとは思ひませんが、この統制撤廃の時期は慎重にやらなければならぬと思ひますが、これに對する特に吉田總理大臣の御所見を承りたいのであります。又併せて外国から入れますところの輸入食糧が、現在の國際情勢下或いは外貨の關係から、その所要量が完全に輸入できませんかどうか。その具体的な見通しを承知したいのであります。

第三は、我が國の自由放任にいたしますから、これを自由放任にいたしますれば、現在のところは國際價格の方が高くありますから大した心配はございませぬけれども、將來外貨が安くなつて来る場合には、如何にしてこれらの差を保護するか、この問題は農家にとりまして最も大きな問題であるのであります。この意味で、政府が農家の希望に應じて無制限に買入れるの体制をとることは、考へ方いたしました。併し私は賛成であります。ただこの場合に問題となる点が三つあると考へるのであります。その第一は、この麦の買入價格を如何にするかの点であります。政府の方針によりますれば、麦の米に對する比價、對米比價を相當引下げようであります。これが低過ぎれば農家は保護せられないのであります。これが少くとも生産費をカバーすることではなければならぬと思ひますが、これに對しては政府の考へ方を承りたいのであります。問題の第二は、政府は無制限に麦を買入れるということでありまして、食糧管理特別會計の予算を超過してまで買入ることができまうか。これは最近問題になりました食糧會計のインベントリー・ファイナンスとの關係も承知したいのであります。問題の第三は、政府が無制限に買入ということになりますと、農家は一般市場が有利な場合にはそこに売つて、一般の市価が下つた場合に政府に売るといふ逆選択をすることは明瞭だと思つておる。かようにしますと、政府が最も心配しておりますところ

の食糧管理特別會計の赤字を生ずる虞れがあると思ひますが、どういふ見解でありますか。私は生産費を補償する價格で政府が買入という方向には、先程申上げましたように賛成であります。以上三つの点につきまして御所見を承りたいのであります。第四は米の統制撤廃の問題であります。これはさすがに未だはつきりした方向は決められておらないようでありまして、明年の米につきましては、供出完了後、情勢に應じて自由販売を考慮するといふ程度にしか報道されておりましたが、雜穀がどれ、麦が外れることになりまして、米の統制撤廃も先ず時期の問題と見てよろしいことは先程申上げた通りであります。米につきましては統制を撤廃して自由にした場合には、どういふ結果が出るかというところは、最近の各般の論議を見て参りましたも大体明瞭であるのであります。國産の米の消費者價格は非常に私は上るものと見て間違ひがないのであります。又その米の消費は國民全部には行渡りませんで、極めて一部に偏在する結果になると思ひますのであります。現在でも米の配給率は、全國年間を通じて五割強に過ぎないものであります。これは外米を加へまして漸く五割強の配給しかできないのであります。この米の統制を外しますれば、消費者の價格は暴騰いたします。結局購買力のある階層、生活にゆとりのある人だけが米を買つて食へることになるのであります。更に自由取引となりますれば、現在消費を抑えておりましたところの或いは酒米、この機を得たりと進出したしますところ

で、大雑把に言いますれば、現在公平に配給いたしまして、五割強の配給しかできないわけでありますから、これを自由よりどりにいたしましては、先ず国民の半分以上はありつけません。こういう非常に不公正な結果を招来するものであります。英国では今日でも尚定量配給制を布いておることでありまして、これは食糧の公正な配給と、一旦緩急あれば、いつでも消費規制をすることができるといふ体制をとつてゐるためだと称せられておりますが、この点等は大きい参考になります。

米暴騰に對する市価及び数量調節に關しまして、政府は現在の程度のお考えを持つておられますか、承わりたいのであります。政府の考え方は、或いは間違つてゐるかも知れませんが、私が各般の情勢から推察いたしまするに、かような場合に政府はあらかじめ外国食糧を輸入して置きまして、これを臨時国内に放出いたしましたして、市価の調節を図るといふような構想のごとくであります。この点につきまして、私は大きな誤謬があると思ふのであります。日本の米は御承知のごとく、その食味、嗜好の点から見ても、簡単に他の食糧では代替できないのであります。日本人が日本の米に對する欲望は別であるのであります。小麦粉なり或いは外米を出しまして、簡単に代替し得ないと思ふのであります。従つて国内産の米が上りました場合に、外国から入れました外米なり或いは外麦を放出いたしましたとしても、にわかに国内の米の価格は下らないと私は見るのであります。戦前の米の市価調整は、国内産の米な

り、質、味或いはその他が内地米と同様な朝鮮米なり、或いは台湾の蓬萊米を政府は買入れまして、これを市場に出して市価調節の効果を圖つてゐるのであります。外米なり外麦を放出いたしましたして市価の調整を圖つたのではないのであります。従つて日本米価格の暴騰を如何にして調整する御方針でありますか。これは国民生活に極めて重大な關係を有するものでありますので、この点につきまして農林大臣の明快なる御答弁を得たいのであります。

第五に、これは大蔵大臣に意見を伺ひたい点であります。前にも述べましたように、市価調節のために外国食糧を政府が輸入管理いたしました。これを国内に放出するといふ構想のようでありまして、その場合の放出価格は、市価を下げるという目的から見て参りまして、相當安くしなければその効果が達せられないと思ひます。併し現在のところ、國際価格は簡単に下らないのであります。又國際価格が国内価格と同一になつたとしましても、その放出価格は一般の價格よりも安くしなければならぬのであります。そういったと、輸入價格と放出價格との間には相當の開きが出ることに思ふのであります。一方、輸入食糧の補給金を逐次減らして参りたいと思ひますが、他面に市価調節の面で國庫の損失が生ずることとなりまして、財政負担を軽減するといふ目的を達し得られないといふふうに私は考えますが、これに對します大蔵大臣の御所見を承知いたしたいのであります。

政府が一定の食糧を保有することになります。その数量は絶対不足量ヲラス予備量を持たなければならぬと思ひます。そうしますと、絶対不足量から、相當多量の食糧を政府は買入れ保管することになり、その間に相當の國庫の損失を見なければならぬと思ひますが、併せて大蔵大臣の御意見を承わりたいのであります。

第六に御質問いたしたい点は、統制が撤廃されまして、米を初めとして大豆或いは小豆等、国会食糧で消費者價格が相當に値上りするものが出来来ると思ふのであります。これは農村側から見ると参ります。一見有利のやうに見えますが、實際はそう簡單に行かないものと思ふのであります。農地改革の結果、戦前までは相當多量の販賣米を持つておりました地主階級は現在大部分がなくなりまして、現状は僅かの販賣數量しか持たない零細農が多きを占めて来ておるのであります。税金負担の過重なり金融難は詳しく説明するまでもないのであります。特に最近農業協同組合が非常に不振となりまして、農家の販賣米處理に相當の困難を來たしておる実情であるのであります。そうしますと、農家は出来秋にその經濟的窮迫から急いで米を売らなければならぬと思ふのであります。消費者の米価は一方に高くなり、農家の米の庭先価格は必ずしも大して有利にならないといふことになりまして、これは誠に意味が薄いと思ふのであります。又農家は正當なる米価、安定性のある米価を要求しておるのであります。何も不當、亂調子な價格を希望しておるのではないの

であります。政府は生産者價格と消費者價格とのマージンをできるだけ壓縮するやうに現在苦心を拂つておるやうであります。が、農業協同組合の不振なり農村金融措置を不問に付し、又強力な市価調節の方途を講じませんで統制を解くことは、極めて危険であると思ひますが、これに對しまして政府は如何なる考へ方を持つておられますか。農林大臣の御所見を承わりたいのであります。

又、食糧の加工部面を担当いたしました製粉、製麦、製麵、製パンの業者等、從來食糧の加工配給に協力しておりました人が沢山あります。が、これは多くは中小の企業者であります。これにつきましては從來の政府からの委託加工の方式が最近変更になると聞いております。が、これにつきましても金融の裏打ちがなければ、加工業者は加工がやつて行けない状況にあるのであります。又食糧公団も明年三月までには卸小売を通じて逐次民営に切替えて行くことになっております。が、これらの約十萬の業者は甚だしい金融難に悩んでおるのであります。食糧配給の重要性からこれは放任し得ない点であります。が、この金融措置に對します政府の方針を承わりたいのであります。

第七に、國際關係の緊迫化等の理由から、ここの間は國際價格は大して下落しないと思ひますが、國際關係なり國際經濟が平常に復して参りますと、外麦、外米、いずれも將來の國際價格はむしろ国内價格よりも下つて来ると思ひ存するのであります。集約度の高い我が國の農業は、經營規模の段違ひに大きいアメリカ大陸の農業、或いは肥料なしで米がとれまるところの東南アジア諸國の農業とは到底太刀打ちできないのであります。而も年間三萬萬トンの食糧を輸入しなければならぬ我が國であります。戦前と違ひ、我が國の農業、食糧は、間断なく外國農業、國際經濟の影響下に置かれることになるのであります。従つて我が國の農業政策或いは食糧政策は、食糧の自給で済ました戦前と同じ構想であつてはならないと存するのであります。消費者の面からいたしますれば、外國から安い食糧が入つて来ることはこれは歓迎すべきことであります。併しすでに生産費に彈力性のありません我が國の農家は、外國から安い食糧がどん／＼入つて来まするのを放任されましては、これは立ちどころに参つてしまふと思ふのであります。政府は來年の夏につきまして、農家の希望に應じて無制限にこれを買入れるといふような構想を持つておられるやうであります。が、この考え方を主要農産物全体についてこの制度をおとりにする方針がありますか。農産物價格支持政策の御用意がありますか。政府の御所見を承わりたいのであります。

以上が私の質問でありまして、この問題の中には、或いはまだ政府にいたしまして未定の問題があるかも知れませんが、事が決つてしまひましては、これは意味がないのであります。どうかその点を御了承の上、誠意ある御答弁を願ひまして、私の質問を終りたいのであります。(拍手)

(國務大臣吉田茂君登壇)

○國務大臣(吉田茂君) 御答をいたします。

食糧統制の問題とか農村対策等は、お説の通り、誠に重要な問題として、政府も慎重に、真剣に検討いたしております。その詳細については、関係閣僚からしての説明によつて御了承願いたいと思います。(拍手)

【國務大臣池田勇人君登壇、拍手】

○國務大臣(池田勇人君) お答え申上げます。食糧問題につきましては、造詣の深い御意見を承りまして、誠に傾聴に値するものと考えております。先ず御質問の外貨の状況と、それから主要食糧の輸入の見通しはどうか——外貨の状況につきましては、本年内に今までにおきまして相当の蓄積が生まれ、これは輸出の増加並びに朝鮮事変の特需関係の問題であるのであります。即ち外貨関係でも五、六千万ドルの収入があつたのであります。これを加えますと、発表はできませんが、相当の数字に上つておるのであります。尙又スターリング地域の方も今まではない蓄積があつたのであります。而してこれを利用いたしまして、できるだけ早く主食を入れたいと努力いたしておるのであります。大体今年度におきましては、予定の三百四十万トン、米換算三百四十万トンが三百二十万トン入る見通しは付いたのであります。三百二十万トン程度入ると思ひます。尙、今日、日本とスターリング地域との貿易協定がござまして、その中にも相当の小麦輸入が予定せられておるのであります。尙、我々といひましては、スターリング地域の主食はかりでなしに、ドル地域の主食も買入れるように今後努力すべきだと思ひのであります。そうして行けば主食の輸入にさした心配はないと思ひます。

次に、統制撤廃後の価格調整の問題、或いはこれに対する国庫のやり方の問題でござりますが、私は統制撤廃後におきまして先ず第一の問題は、日本が小麦協定に入れるか入れないかという問題であります。これが先決問題。小麦協定に入るといひますれば、先程の問題のスターリング地域からの主食の輸入は相当制限せられましよう。小麦協定に入らないとすれば、主食の輸入は相当高い金額になるのであります。御承知の通り、只今予算で見込んでおりますのは、小麦のCIF価格で九十五ドル或いは九十三ドルと言つております。小麦協定に入りますと、段々と三年間で下つて来ますが、最低七十一ドル、而して今、日本で小麦を三千七百五十円で買つておりますと、六十八、九ドルでありますので、小麦協定に入れば、日本の内地の小麦価格と外国の小麦の価格とはそう違ひません。入らない場合は、先程申し上げましたように九十三ドルでありますから相当違ひるのであります。而して、いつ入るかという問題で国庫の関係も違つて来るのであります。併し統制は撤廃した、小麦協定には入らないということになりますと九十ドル程度、私はもう少し下つて来ると思ひますが、八十五ドルくらいのものが入つて来たときにも、これは内地の麦よりは相当高いので、国が損失を蒙むることになる。これは止むを得ない。これは今の農村対策として、片一方では麦の値を上げると同時に、片一方では高い麦を一般消費者に売らないように調節するものが政府の務めであるのであります。私はそういうことは心配いたして

おりません。又統制撤廃後、備蓄のため、相当の在庫品を持つために特別会計の予算が殖えるのは、これは当然のことでありまして、御承知の通り、アメリカは馬鈴薯その他の主食の価格維持に予算の五、六割をこれに出しております。二十億ドルのいわゆる補助金的なものを出しておる。又イギリスは馬鈴薯増産のために、馬鈴薯に対して相当の補助金を出しておる。日本の出しておる輸入補助金とは違ひます。国内生産増強のための補助金である。だから、このために、日本で最も重要な農村問題の解決のためには、我々政府はできるだけの施策を講じようといひたしておるのであります。

次に外国食糧の将来の価格という問題であります。これは私はお話を通りに段々下つて来るだらうと思ひます。ただ米の問題はなか／＼そうは行きませんが、小麦は大体外国も下つて来るように考えております。尙、統制撤廃後におきまして金融の問題につきましても、この問題がござります。例へば昔のように大地主がおるわけでありません。又一朝にして米問屋がでるわけがござりません。併しいろいろの問題がござりますが、政府に若干の統制撤廃するということになりますならば、万般の処置を前以て講じてからやるという考えであるのであります。先程總理が申されましたように、非常な重要な問題でござります。我々は一応今予算では、一応予算では、麦にいたしまして、少くとも去年くらいは買入れる。米にいたしまして、今まで通りの方策を講じて行つて、そうして情勢を見ながら適當の措置をする。今のような情勢ならば、麦

は来年から外して行く、又米は来年から供出後は自由販売にしてもいいだらう。こういうふうな見通しで進んで行つておるのであります。情勢変化によつて考えなければなりません。我々の見通しでは、この通りで行けば、今考えておることが実行できると思つておるのであります。(拍手)

【政府委員小峯柳多君登壇、拍手】

○政府委員(小峯柳多君) 只今専門に御研究になり非常に造詣の深い御意見を承りまして、私は安定本部の立場から主食の統制撤廃の方針を申し上げたいと思ひます。

戦後米麦の国内生産と輸入の状況は比較的順調に推移して参りまして、主食の需給状況も相当好転して参つておるうちに承知いたします。殊に麦につきましては、御承知のように、麦類につきましては配給を辭退するような傾向も相当見受けられますが、又闇の値段と闇の値段が極めて近接しておるような状態がござりますので、主食の統制の方式につきましては少し考えを變えてもいいのではないかと考えておる次第であります。併し統制撤廃のためには、その間、極めて慎重な準備と用意だけはなければならぬと考えております。

先ず麦であります。麦は今申上げましたような状態でありまして、二十六年度からの麦は供出制度をやめるつもりであります。そして秋頃、十一月頃からは配給制度も麦はやめて参りたいと思ひます。尙その麦の統制撤廃はやめますが、それに關しましてやはり準備が必要であります。先程御指摘になりましたように、政府は統制をや

めましたあとでも一定の価格による買入れは続けまして、農業政策の建前から小麦の値段を考へて参りたいと思ひております。又戦争前と今日のこの主食の需給構造が大幅變つておりまして、非常に麦が重くなつております。その麦の過半数は輸入に仰ぐような状態であり、又その値段も、今御指摘を受けましたように、又大蔵大臣から答弁がありましたように、國際的な輸入価格が余り高い間は、これに補助金を付しまして、これが消費者に及ぼす影響を防いで参るつもりであります。米の問題はここで御指摘のようになか／＼麦のように簡単には参りません。殊に米に對する嗜好というものは殆んど絶対に近い状態でありまして、朝鮮、台湾の輸入が御承知のような状態が殆んど望みがかけられませんが、又南方からの米の問題も、複雑な政情、又むずかしい政情から、外貨資金の問題もござりますので、この米の輸入が思うようにできる筈はござりません。そこで米に關しましては二十六年度は依然として配給の統制はやりま

きまして非常に御懇篤な御注意がありました。その御意見の中で、自由にしますと特定の人だけが米を食べる、或いは特定のほうに流れて、米が一般に廻らないというような欠点のほうの御指摘を強く申されたように思いますが、私共は自由の制度を仮りに加味するようになりますと、自由によつて随分おりましたものが市場に出廻つて来る、そういうプラスの面も一応自由制度を加味する上には考えてもよいのじやないかと思ひます。併し米に關しましては二十六年度も自由にすることなしに、事情が非常に好転いたしました場合には、私共が年来主張して参りました供出が済んだならば自由にするということを加味して考えたいと、かように考へておる次第であります。

(拍手)

〔政府委員島村軍次君登壇、拍手〕

○政府委員(島村軍次君) 先般片柳氏からの農林行政並びに食糧問題に關する極めて適切且つ造詣の深い御意見を承りまして、非常に参考になつたのであります。最後にお話のありました通りに政府でまだ決定を見ないような事項もありますので、十分これらに關しましては、御意見の点も考慮に入れまして、将来の対策を立てるようになしたいと考へるのであります。

統制全般に關する問題については安本政務次官及び大蔵大臣のほうからお話がありましたので、農林省所管に關

する事項につきましてお答えを申し上げたいと思ひます。

第一の、今次の国会に對して農林対策が極めて少いではないかというような御意見であつたのでありますが、御案内の通り今回の予算は、本年度の補正予算と来年度、二十六年度の通常予算のいわゆる、十五ヶ月予算であることは、たゞゞ政府の声明にあります通りでありまして、農林省關係の補正予算中、増産に關する経費の極めて少い点は御指摘の通りであります。ところが一面御案内の通りに麦の一割増産を民主的にやりたいという考へを以ちまして増産運動を起しておるのであります。差当り麦の増産二千六百万石の目標の範圍においてできるだけ経費の計上をいたし、農家の自主的協力と相俟つてその増産の実を挙げたいと、かような考へを持つておるのであります。現に予算中に上がつておりますものは、増産に必要な経費一億四千万円、その他、麦の種子の消毒、或いは毎年きまつて発生する病蟲害の対策等に、事前にこれら予防対策を立てるための経費二億二千万円等を計上いたしておるのであります。これによつて将来食糧増産の実を挙げるための差当りの措置を講じておるような次第であります。同時に来年度予算におきましては、大臣から説明のありました通りに、不十分ではありまするが、相當の経費を計上し、更に金融對

策についてもそれ〴〵の施策を施すための手段を講じつつあるわけでありまして、目下それ〴〵検討を重ねて、次回の国会に提出いたす予定であります。さうに御了承を願ひたいと思ひます。

米価の問題が決定が遅れましたことについては、農林省といたしましては、早く決定されることを望んで参つたのであります。が、關係方面その他の情勢によりまして今日やつと審議會を開く段階になつたのであります。この点は早場米地帯等の、すでに供出をしておる地方に對しましては、誠に申訳ないと思つておるのであります。が、本日審議會において決定次第、早急にそれぞれ手続を運びたい点を御了承願ひたいと思つておるのであります。

麦の供出に關しまして、政府の発表いたしました二十六年産麦の買入を無制限にやるかどうかという問題につきましては、先般大臣が他の機会において説明をいたしました通り、先ず價格におきましては本年の價格に劣らない、多少これに加えた千五百三十五円、大麥においては九百七十二円、こ

ういふ予定を以て買上げをいたしたいということを關係當局と打合せ済みであります。尚、買上げの數量は八百八十萬石を予定いたしておりますが、従来の実績に鑑みますと、例へば二十二年には五百四十四萬石、二十三年においても六百五十二萬石、二十四年に

おいては八百八萬石、二十五年、本年の実績は八百二十九萬石、かような數字でありまして、予算八百八十萬石の數字は、無制限とは申上げられませんが、大体一面には増産を図る、同時に国内生産の麦は大部分政府の買上げに應じて頂きたいということを期待いたしておる次第でありまして、予算上一応さうな多量の數字を計上したこと

を御了承願ひたいと存じます。尚、統制を撤廃した場合における農家經濟の影響等につきましてはいろいろ御意見もあり、他の政府委員より御説明のありました点で大体御了承を願ひたいと思つておるわけですが、農林省におきましては、これらの問題は今後慎重に研究をいたしまして、農民の經濟に影響を及ぼさないような方策を研究し、施策を講じたいことを申し加へまして、私のお答えをいたします。(拍手)

○議長(佐藤尚武君) これにて質疑通告者の発言は全部終了いたしました。國務大臣の演説に對する質疑は終了したものと認めます。

○議長(佐藤尚武君) 参事をして報告いたさせます。

〔海保参事朗読〕 本日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は直ちにこれを大蔵委員會に付託した。 酒税法の一部を改正する法律案 本日委員長から左の報告書を提出し

た。 酒税法の一部を改正する法律案可決報告書

○議長(佐藤尚武君) この際、日程に追加して、酒税法の一部を改正する法律案内閣提出、衆議院送付を議題とするに御異議ございませんか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕 ○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。大蔵委員長小串清一君。

〔審査報告書は都合により最終号附録に掲載〕

酒税法の一部を改正する法律案 右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。 よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十五年十一月二十九日 衆議院議長 幣原喜重郎 参議院議長 佐藤尚武殿

酒税法の一部を改正する法律案 酒税法の一部を改正する法律案 酒税法(昭和十五年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。 第八條第一項第二号中「味淋、味淋粕」の下に、「命令ヲ以テ定ムル物品」を加ふる。 第二十七條第一項を次のように改める。 酒税ノ税率左ノ如シ

一	清酒 特級	一石ニ付 三万五千円
二	第一級	一石ニ付 三万円
三	第二級	一石ニ付 一万二千三百円
四	合成清酒 第一級	一石ニ付 二万円
五	第二級	一石ニ付 一万六千八百円
六	濁酒 第一級	一石ニ付 二万円
七	白濁酒	一石ニ付 七万五千五百円
八	味淋	一石ニ付 五万六千五百円
九	甲類	一石ニ付 二万二千五百円
十	乙類	一石ニ付 一万五千四百円
十一	燒酎	アルコール分二十五度ヲ超ユルトキハアルコール分二十五度ヲ超ユル一度毎ニ六百十六円ヲ加フ
十二	第一級	一石ニ付 一万三千九百円
十三	第二級	一石ニ付 一万二千二百円
十四	第三級	一石ニ付 七千円
十五	第四級	一石ニ付 一千七百円
十六	第五級	一石ニ付 一千二百円
十七	第六級	一石ニ付 一千円
十八	第七級	一石ニ付 八百円
十九	第八級	一石ニ付 七百円
二十	第九級	一石ニ付 六百円
二十一	第十級	一石ニ付 五百円
二十二	第十一級	一石ニ付 四百円
二十三	第十二級	一石ニ付 三百円
二十四	第十三級	一石ニ付 二百五十円
二十五	第十四級	一石ニ付 二百四十円
二十六	第十五級	一石ニ付 二百三十円
二十七	第十六級	一石ニ付 二百二十円
二十八	第十七級	一石ニ付 二百一十円
二十九	第十八級	一石ニ付 二百円
三十	第十九級	一石ニ付 一百九十円
三十一	第二十級	一石ニ付 一百八十円
三十二	第二十一級	一石ニ付 一百七十円
三十三	第二十二級	一石ニ付 一百六十円
三十四	第二十三級	一石ニ付 一百五十円
三十五	第二十四級	一石ニ付 一百四十円
三十六	第二十五級	一石ニ付 一百三十円
三十七	第二十六級	一石ニ付 一百二十円
三十八	第二十七級	一石ニ付 一百一十円
三十九	第二十八級	一石ニ付 一百円
四十	第二十九級	一石ニ付 九十円
四十一	第三十級	一石ニ付 八十円
四十二	第三十一級	一石ニ付 七十円
四十三	第三十二級	一石ニ付 六十円
四十四	第三十三級	一石ニ付 五十円
四十五	第三十四級	一石ニ付 四十円
四十六	第三十五級	一石ニ付 三十円
四十七	第三十六級	一石ニ付 二十円
四十八	第三十七級	一石ニ付 十円
四十九	第三十八級	一石ニ付 五円
五十	第三十九級	一石ニ付 二円
五十一	第四十級	一石ニ付 一円
五十二	第四十一級	一石ニ付 半円
五十三	第四十二級	一石ニ付 一角
五十四	第四十三級	一石ニ付 五分
五十五	第四十四級	一石ニ付 二分
五十六	第四十五級	一石ニ付 一分
五十七	第四十六級	一石ニ付 半分
五十八	第四十七級	一石ニ付 四分
五十九	第四十八級	一石ニ付 三分
六十	第四十九級	一石ニ付 二分
六十一	第五十級	一石ニ付 一分
六十二	第五十一級	一石ニ付 半分
六十三	第五十二級	一石ニ付 四分
六十四	第五十三級	一石ニ付 三分
六十五	第五十四級	一石ニ付 二分
六十六	第五十五級	一石ニ付 一分
六十七	第五十六級	一石ニ付 半分
六十八	第五十七級	一石ニ付 四分
六十九	第五十八級	一石ニ付 三分
七十	第五十九級	一石ニ付 二分
七十一	第六十級	一石ニ付 一分
七十二	第六十一級	一石ニ付 半分
七十三	第六十二級	一石ニ付 四分
七十四	第六十三級	一石ニ付 三分
七十五	第六十四級	一石ニ付 二分
七十六	第六十五級	一石ニ付 一分
七十七	第六十六級	一石ニ付 半分
七十八	第六十七級	一石ニ付 四分
七十九	第六十八級	一石ニ付 三分
八十	第六十九級	一石ニ付 二分
八十一	第七十級	一石ニ付 一分
八十二	第七十一級	一石ニ付 半分
八十三	第七十二級	一石ニ付 四分
八十四	第七十三級	一石ニ付 三分
八十五	第七十四級	一石ニ付 二分
八十六	第七十五級	一石ニ付 一分
八十七	第七十六級	一石ニ付 半分
八十八	第七十七級	一石ニ付 四分
八十九	第七十八級	一石ニ付 三分
九十	第七十九級	一石ニ付 二分
九十一	第八十級	一石ニ付 一分
九十二	第八十一級	一石ニ付 半分
九十三	第八十二級	一石ニ付 四分
九十四	第八十三級	一石ニ付 三分
九十五	第八十四級	一石ニ付 二分
九十六	第八十五級	一石ニ付 一分
九十七	第八十六級	一石ニ付 半分
九十八	第八十七級	一石ニ付 四分
九十九	第八十八級	一石ニ付 三分
一百	第八十九級	一石ニ付 二分
一百零一	第九十級	一石ニ付 一分
一百零二	第九十一級	一石ニ付 半分
一百零三	第九十二級	一石ニ付 四分
一百零四	第九十三級	一石ニ付 三分
一百零五	第九十四級	一石ニ付 二分
一百零六	第九十五級	一石ニ付 一分
一百零七	第九十六級	一石ニ付 半分
一百零八	第九十七級	一石ニ付 四分
一百零九	第九十八級	一石ニ付 三分
一百一十	第九十九級	一石ニ付 二分
一百一十一	第一百級	一石ニ付 一分
一百一十二	第一百零一级	一石ニ付 半分
一百一十三	第一百零二级	一石ニ付 四分
一百一十四	第一百零三级	一石ニ付 三分
一百一十五	第一百零四级	一石ニ付 二分
一百一十六	第一百零五级	一石ニ付 一分
一百一十七	第一百零六级	一石ニ付 半分
一百一十八	第一百零七级	一石ニ付 四分
一百一十九	第一百零八级	一石ニ付 三分
一百二十	第一百零九级	一石ニ付 二分
一百二十一	第一百一十级	一石ニ付 一分

シタル月分以降ニ納付スベキ税額
無キ場合其ノ他第一項又ハ前二項
ノ規定ニ依リ控除ヲ受クルコト困
難ナル事由アル場合ニ於テハ命令
ノ定ムル所ニ依リ其ノ戻入シ又ハ
移入シタル酒類ニ課セラレタル酒
税額ニ相当スル金額ヲ還付スルコ
トヲ得

第六十六條中「第三十八條第三項
但書、第三十九條第二項、第二十
條、第四十一條、」を削る。

附則

- 1 この法律は、昭和二十五年十二
月一日から施行する。
- 2 この法律施行前に課した、又は
課すべきであつた酒税について
は、なお従前の例による。
- 3 左の各号の一に該当する場合に
おいては、前項の規定にかかわら
ず、当該各号に規定する酒税につ
いて、改正後の酒税法第三十八條
の規定を適用する。この場合にお
いて、第一号の規定に該当すると
きは、この法律施行の日において
当該酒税をどし入れし、又は移
入したものとみなす。
- 4 酒類の製造者又は販売業者が、
この法律施行の際に酒類の製造場
又は販売場に存する酒類で改正前
の酒税法第二十七條の規定による
酒税のみを課せられたもの（改正
前の同法第二十七條ノ二の規定に
よる酒税を課せられない酒類及び
第三項の適用を受ける酒税を除
く。以下第五項において同じ。）を
改正後の同法第二十七條ノ二に規
定する酒類以外の酒類として酒類
の製造場又は販売場から移出した
場合において、当該酒類が、当該
酒類につき改正後の同法第二十七
條の規定により算出した税額が改
正前の同條の規定により算出した
税額に満たないものであるときは
は、これらの税額の差額を当該酒
類を移出した月分以後に納付すべ
き酒税額から控除する。
- 5 酒類の製造者又は販売業者が、こ
の法律施行の際に酒類の製造場又
は販売場に存する酒類で改正前の
酒税法第二十七條の規定による酒
税のみを課せられたものを改正後
の同法第二十七條ノ二に規定する
酒類として酒類の製造場又は販売
場から移出した場合においては、
当該酒類に係る酒税については、
左の各号の定めるところによる。

した酒類をこの法律施行後酒類
の製造場又は指定販売場にもど
し入れし、又は移入したとき。

一 当該酒類が、改正後の酒税法
第二十七條ノ二の規定による酒
税を課せられない酒類であり、
且つ、当該酒類につき改正後の
同法第二十七條の規定により算
出した税額が改正前の同條の規
定により算出した税額がこえる
ものである場合には、当該
酒類を改正後の同法第二十七
條ノ二第一項各号に掲げる酒類
とみなし、且つ、これらの税額の
差額を同條の規定による税額と
みなし同條の規定を適用する。

二 当該酒類が、当該酒類につき
改正後の酒税法第二十七條及び
第二十七條ノ二規定により算出
した税額が改正前の同法第二十
七條の規定により算出した税額
をこえるものである場合には、こ
れらの税額の差額を改正
正後の同法第二十七條ノ二の規
定による税額とみなして同條の
規定を適用する。

三 当該酒類が、改正後の酒税法
第二十七條ノ二の規定による酒
税を課せられない酒類であり、且
つ、当該酒類につき改正後の同
法第二十七條の規定により算出
した税額が改正前の同條の規定
により算出した税額に満たない
ものである場合には、こ
れらの税額の差額を当該酒類を
移出した月分以後に納付すべき
酒税額から控除する。

四 当該酒類が、当該酒類につき改
正後の酒税法第二十七條及び第
二十七條ノ二の規定により算出
した税額が改正前の同法第二十
七條の規定により算出した税額に
満たないものである場合には、こ
れらの税額の差額を改正
正後の同法第二十七條ノ二の規
定による税額とみなして同條の
規定を適用する。

定により算出した税額がこえる
ものである場合には、当該
酒類を改正後の同法第二十七
條ノ二第一項各号に掲げる酒類
とみなし、且つ、これらの税額の
差額を同條の規定による税額と
みなし同條の規定を適用する。

二 当該酒類が、当該酒類につき
改正後の酒税法第二十七條及び
第二十七條ノ二規定により算出
した税額が改正前の同法第二十
七條の規定により算出した税額
をこえるものである場合には、こ
れらの税額の差額を改正
正後の同法第二十七條ノ二の規
定による税額とみなして同條の
規定を適用する。

三 当該酒類が、改正後の酒税法
第二十七條ノ二の規定による酒
税を課せられない酒類であり、且
つ、当該酒類につき改正後の同
法第二十七條の規定により算出
した税額が改正前の同條の規定
により算出した税額に満たない
ものである場合には、こ
れらの税額の差額を当該酒類を
移出した月分以後に納付すべき
酒税額から控除する。

四 当該酒類が、当該酒類につき改
正後の酒税法第二十七條及び第
二十七條ノ二の規定により算出
した税額が改正前の同法第二十
七條の規定により算出した税額に
満たないものである場合には、こ
れらの税額の差額を改正
正後の同法第二十七條ノ二の規
定による税額とみなして同條の
規定を適用する。

又は販売場において所有する酒類
で改正前の酒税法第二十七條の規
定による酒税のみを課せられたも
の（改正前の同法第二十七條ノ二
の規定による酒税を課せられない
酒類を除く。）について、その種
類、級別、類別、種別及びアルコ
ル分の異なるごとに、その数量
及び貯蔵の場所を、この法律施行
後一月以内に、所轄税務署に申告
しなければならない。

7 この法律施行前にして行為に対
する罰則の適用については、なお
従前の例による。

（小串清一君登壇、拍手）
○小串清一君 只今上程と相成りまし
た酒税法の一部を改正する法律案につ
きまして、大蔵委員会における審議の
概況並びにその結果について御報告を
いたします。

先ずこの法律案の内容について申上
げます。酒類の生産が原料事情の好転
等によつて本年度当初予算編成当時
に比べて著しく増加したにも拘らず、
酒税の税率及び酒類の価格が高きに過
ぎ、購買力がこれに伴わなために、
正規の酒類の需給に混乱を生じ、酒税
の円滑なる徴収に支障を與えたと共
に、酒類密造の弊害を大きくしている
現状でありますので、酒税の税率につ
き、特に焼酎及び清酒第二級等、一般
の需要の多い酒類に重点を置いてその
引下げを行い、酒類の円滑なる需給を
図ると共に、これを機として大いに密
造の防止に資せようとするものでありま
す。而してその実施時期は、酒類の年
末年始における特殊な需給関係を考慮
し、来る十二月一日を予定しておるの
であります。

本案につきましては公聴会を開きま
して慎重に審議をいたし、又委員各位
より熱心な質疑と政府の詳細なる説明
がありました。その経過の詳細は速
記録によつて御承知を願いたいと思ひ
ます。

かくて質疑を終了して討論に入りま
したところ、黒田、油井両委員より本
案に賛成をするものであるが、将来更
に税率を引下げ、国民大衆の興望に副
うように、又密造等の弊害を極力除去
するよう努力を希望する旨の御意見を
いただきました。かくして討論は終局を
いたしました。採決の結果、全会一致
を以て原案の通り可決すべきものと決
定いたしました次第であります。

右御報告申上げます。（拍手）
○議長（佐藤内武君） 別に御発言もな
ければ、これより本案の採決をいたし
ます。本案全部を問題に供します。本
案に賛成の諸君の起立を求めます。

（議員起立）
○議長（佐藤内武君） 総員起立を認め
ます。よつて本案は全会一致を以て可
決せられました。

○議長（佐藤内武君） この際お諮りし
て決定したいことがございます。

去る二十二日、内閣総理大臣から、向
井鹿松君を商品取引所審議会会長に、
柿沼谷蔵君、島岡君、寺田省一君及び
藤田國之助君を商品取引所審議会委員
にそれぞれ任命したことについて、商
品取引所法附則第七項及び第八項の規
定により本院の承認を求め参りました。
本件について承認を與えることに
御異議ございませんか。

〔異議なしと叫ぶ者あり〕
○議長（佐藤内武君） 御異議ないと認

